

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成 24 年 12 月 10 日（金） 午前 9 時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	仮屋 国治 君	委員	脇元 操 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君
委員	下深迫 孝二 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口 剛 君	危機管理監	宇都 克枝 君
総務課長	塩川 剛 君	安心安全課長	酒元 博 君
税務課長	満留 寛 君	収納課長	徳田 忍 君
税務課主幹	松下 昭典 君	人事研修G長	橋口 洋平 君
防災G長	石神 修 君	市民税Gサブリーダー	堀之内 真一 君
市民税G主任	岩城 広己 君	固定資産税G長	江口 元幸 君
収納第1G長	有村 和浩 君	収納第3G長	萩元 隆彦 君
企画部長	川村 直人 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
情報政策課長	宝満 淑朗 君	情報化推進G長	田中 和久 君
溝辺総合支所長	森田 重三 君	溝辺地域振興G長	村田 圭一 君
溝辺地域振興課主任主事	有村 昌明 君		
生活環境部長	平野 貴志 君	保険年金課長	小野 博生 君
国民健康保険G長	安栖 賢一 君		
建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
都市計画課長	川東 千尋 君	県説政策G長	田實 一幸 君
都市計画第1G長	久木元 直仁 君		
霧島市社会保障推進協議会会長	原口 兼明 君	霧島市社会保障推進協議会副会長	吉見 謙一 君
霧島市社会保障推進協議会幹事	続 博治 君	霧島市社会保障推進協議会幹事	八ヶ代 旦 君
霧島市社会保障推進協議会理事	藤井 宏一 君	霧島市社会保障推進協議会事務局	小倉 靖彦 君
霧島市社会保障推進協議会事務局	伊藤 レイ子 君		
敷根地区自治公民館長	亀井 昇 君	敷根地区自治公民館書記・会計	福元 範夫 君
敷根地区自治公民館副女性部長	本田 寛子 君	脇元自治会長	余慶 正信 君
高橋自治会長	中村 博一 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議員	池田 綱雄 君	議員	岡村 一二三 君
議員	吉永 民治 君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正について【継続分】

議案第 77 号 霧島市防災会議条例の一部改正について

議案第 78 号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議案第 79 号 霧島市税条例の一部改正について
- 議案第 82 号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 85 号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について
- 議案第 86 号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 議案第 87 号 霧島市都市計画税の特例措置に関する条例の制定について
- 陳情第 17 号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）【継続分】
- 陳情第 16 号 「霧島市の国保税引下げの継続・充実を求める」陳情書について
- 陳情第 17 号 「仮称、ミニポートピア国分」の設置を求める陳情書について

[開会 09:00]

○委員長（常盤信一君）

ただいまから総務常任会を開会します。本日は、去る 12 月 4 日の本会議で当委員会に付託されました。議案 7 件、陳情 2 件及び継続審査となっております議案 1 件、陳情 1 件についての審査を行います。ここで、委員の皆様方にお諮りをいたします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づきまして、進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

異議なしということですので、そのようにさせていただきます。これしばらく休憩いたします。

[休憩 09:01]

[再開 09:03]

△ 陳情第 17 号 「仮称、ミニポートピア国分」の設置を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第 17 号、「仮称、ミニポートピア国分」の設置を求める陳情書について審査をいたします。この陳情内容につきましては、陳情者に説明を求めますが、ここでは簡潔な説明にとどめて頂き、詳細説明が必要な時はこの後の質疑に対する答弁の際にお願いをしたいと思います。それでは陳情者の方、よろしくお祈りをいたします。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

本日は、「仮称、ミニポートピア国分」の設置を求める陳情書を提出いたしましたところ、この総務常任委員会において、我々も参席をして、皆様方の審議をしっかりといただき、地域が求めるこのポートピアについて採択をいただくようお願いを申し上げます。また後ほど意見がある場合に、経緯とかそれなりは発表したいと思います。お手元に資料がもう先日配付しているので、その内容について大方経緯はまとめております。それから同時に、地域としては、敷根地区は非常に高齢化、あるいは産業の停滞をしている地域であります。今のこの申請については、既に霧島市内では溝辺にありますけれども、そういった事業の内容については、議員の皆様方はもうすでに承知かと思っております。この陳情内容を精査していただき、地域のこの切なる要望に対しまして、どうか採択をいただきますようお願い申し上げます。一応私の説明といたします。

○委員長（常盤信一君）

ただ今、陳情書の説明が終わりましたが、皆様方のほうから質疑がございましたら、お願いします。質疑はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

まれに例を見ないというか、通常こういうものが来るときは反対される方が非常に多いわけですが、敷根地区は皆さん方が賛同されて誘致をしたいということのようですけれども、これは敷根地区住民の皆さん方は、全員ご賛同されているというように理解してよろしいでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今の地域の賛同意見はどうかという問いでございますけれども、今までに過去3回ほど、この地域の住民を寄せて説明会をしております。また、この設置場所であるところの脇元自治会においては、この集落だけで3回ほど、全戸数の方々に参列していただき、設置者であるこの業者の方々に説明を求めて、その中で合意をしております。最初は、いろいろとこういった交通の混雑あるいは暴力団等が来るんじゃないか、あるいはそのほかまた治安が悪くなるんじゃないか、交通の量が増えて、出入り口等がいろいろ混雑をし、迷惑をかけるんじゃないかというような意見も多々ございましたけれども、それは意見として捉えて、それに対して非常に適切な回答を設置者からいただいて、それではポートピアだけでなく、温泉施設も併用して行うということに對しまして、非常にそういうことであれば、早く温泉施設から造ってくれというような意見は強うございましたけれども、設置事業者が、やはり集客力を得るためには、このポートピアが必要だということで、今回の陳情に至ったわけでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、いろんな意味で順調に何かお話がいつているようにお聞きしたわけですがけれども、例えばその誘致をされるときに、今度は土地も、駐車場とかいろいろ広大な面積必要だということに思うわけですがけれども、そういう場所は確保できるのでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

この立地場所については、経緯を申し上げますと、終戦後から非常にでん粉工場として地域の生活の場として、また始良郡内の地域のイモのでん粉として、ここで生産をし、そして農家の人たちがすごくこのイモの生産に日夜励んで、頑張ったところでありましてけれども、今日の経済状況において、輸入化されるようになって採算がとれないということで、20年ほど前に閉鎖をして、現在に至っているところでございます。当時は、非常に70から80人ぐらいの雇用があつて、昼夜を問わず今の時期は、あそこは昔は10号線の本線が走っていて、道路沿いにずっと唐米（トウマイ）袋に入れたイモが山積みされて、地域の一大産業として名を成した場所が、そのまま約7,000坪以上残っているわけでございます。こういった広大な、非常に景観のすばらしい場所を何とか利活用して、地域のそういったレジャーなり、あるいは観光地としての意識を高めるためには、何かこういったものを誘致ができるのであれば、ぜひ誘致をしていきたいと、そういう思いもあつて地区民に對しましても、どうだろうかといういろんな話し合いを今まで進めてきました。そういう中で、公民館において2月に説明会等を開いて、合意を得ているところでございます。そういった点で非常にこのもったいない土地を何とか有効活用しながら、地域の活性化につながればというのが趣旨でございます。以上です。

○委員長（常盤信一君）君

館長さん、駐車場その他の土地の確保の点はいかがですか。今質問に対してお願いします。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

駐車場の確保はすでに地元の業者が確保しておりまして、その用地の買収については何ら問題ないと思います。以上です。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回、ポートピアということで、温泉施設もできるというようなことで取り上げていらっしゃるわけですが、実際、せっかく地域住民の皆さん方の要望等がまとまっているのであれば、基本的に私は時代の流れとしては、そういう施設がそれぞれできても問題ないかと、私は思っているんですよ。思っているのですが、ただ地域住民の皆様方が要望に對してのこれだけの盛り上がりを見せていらっしゃる中で、要望に對してのですね。本当にこういう、今までも何回もこういう話があつては立ち消え立ち消えで、できるのかどうかという不安に思っているところがあるわけですよ。ですから、これまでの説明の中で、皆様方のそういう要望があれば、確実に本当にできるのかということ、公民館長もしくは陳情に名を連ねた役員の皆さん方が、今度造ろうとしていらっしゃるこの協会のほうに、明確にそこら辺の打診をされたのかどうかというのを、まず一点お伺いしておきたいと思つています。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

協会のほうについては、一応この設置業者のほうにお願いをし、手続きを踏んでいただけるような形をとっているわけでございます。なにしろ、以前にも要望書、説明会を受けて、地域の方々の声を反映させるために、前田市長にも要望書を提出したことがございますけれども、市長から色好い返事が、なかなかいただけないものですから、議会の皆様方に経緯を説明し、この陳情書に対しまして採択をしていただいて、地域の声を後押ししていただくというのが、今回の陳情書でございます。今日は仮屋議長も見えていらっしゃいますけれども、市民の声を聞いて、それを行政に生かすパイプ役としてつないでいくというような就任のあいさつにもあったように、我々は本当に地域住民の声を大にしながら、これを一つ大きい声として、ぜひ地域活性化につなげたいということで来ているわけでございます。

○委員（久保史郎君）

今回の事は、今、公民館長さんからお話があったんですけれども、やっぱり地域住民の声をただ生かすということだけでいかないと思うんです。相手が民間企業ですから。これは行政のほうであれば、どこまでもその声を大切にしていかにして、市民の皆さん方の負託にこたえていくということで、お話を聞いていきますが、なぜこれをお聞きするかというと、これから行政のほうから説明があると思うんですけれども、モーターボート協会のほうでは、この件に関しては反対だという声をお聞きしているから、今、お伺いしているんですよ。そういう協会が反対する中で、市民の皆様方は盛り上がり、本当にそうやって温泉施設とそのボート券の売り場と作っていただいて、そのできていくという形になってくれば非常に望ましいんですけれども、せっかく地域住民の声をみんなまとめたのに、そうやって業者と協会との話し合いがうまくいかないということになると、設置できないことだと思うんですよね。舟に関することはよく知りませんが、何の事業にしてもそれぞれの協会があって、その協会の下でやっている事業だと思うんですよ、こういうことは。そうしますと、そちらのほうで、そういう設置に対しては反対だという声があるとすると、これは内部の不協和音ですから。市民の皆さん方には全然関係のないところで、またできなかったというようなことになると、当然、我が霧島市民の敷根地域の皆様方ががっかりされることだと思うから、今お聞きしているんです。そこら辺については、何か聞いてはいらっしゃいませんか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

この協会のことについては、やはりここに資料がありますがけれども、ここに大村市の、協会のほうからと設置業者である鹿島観光のほうからはみえて、その協会のほうにお願いしながら設置はしていくということで、公民館としては、協会に云々というようなことじゃなくて、設置業者がそういったことに関しては大村市の競艇企業局等もみえて、対策は立ててこのようにやっていくという話になっております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（脇元 敬君）

今、大村市とその鹿島観光のほうでいろいろと協会のほうには、これからの手続きで踏んでいかれるんだというお話でしたけれども、本日示されている資料を見ると、当然、協会のいろいろ許可を経て、ずっとやっていかないといけないのが書いてあるんですけど、今まだこの手前の段階というように思ったらよろしいですか。とにかく地元説明会が済んで、地元の皆さんがそういう形で進んだらいいなというものが、まあ、大方決まったという状況だと思ってよろしいですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今はですね、ポートピアの推進の手順というのが今ここに出してあるんですけれども、とりあえず、この地域の声を聞いて、それで行政が賛同するというような形の中で、協会のほうへ上げていくというような手順になっていると思うんです。今はそういったステップじゃないかと思うわけでございます。頭から、協会がいいからやってくるんだというんじゃなくて、地域住民の下のほうから盛り上がりを持って、そこへ設置していくという手順になっていると思うんです。

○委員（脇元 敬君）

その鹿島観光という会社はどんな会社なのか、ちょっとこの資料では分からないところもある、

私も見落としているかもしれませんが、どういう会社なのかは説明ができますか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

この業者は、その資料をお目通しすれば出ていたと思うんですけども、温泉グループ、あるいはいろんなこういった年間 100 億ぐらいを売り上げている観光業者でございます。祐徳グループ、祐徳温泉それからバス会社等を持っている企業です。そういったことを、前の説明会のときも、同じようなそういった内容のことがありましたけれども、当時は社長が見えていて、具体的に説明がなされましたけど、私もそういった細かいところまではちょっと記憶していません。資料を見れば分かるんですけど。

○委員（脇元 敬君）

先ほどもお話があったとおり、相手が民間の企業だということもありますので、信用性と言いますか、そこら辺も含めても確認をしていただくほうがいいのかなと。後々がっかりするようなことがないように思うところです。ちょっと私も勉強不足で分からないんですが、この資料の中の、ほかのミニポートピアとかオラレとかですね、そこら辺は施行者が大村市だったり、芦屋町だったりするわけですが、この敷根に計画をされる事業の内容というところには、施設設置者が鹿島観光となっているんですけども、鹿島観光が設置をされて、大村市との絡みというのはどのような説明があったんですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

これは設置業者が、土地については貸借をして、そして建物とか設備を、そういう中で大村市が経営はやりながら、その設置業者に対して事業を委託するというような形になると思います。あくまでも事業者は大村市になると思います。そういうことで今の段階では聞いております。

○委員（脇元 敬君）

その説明会では、特に大村市の方がいらっしゃってということはないですね。この設置者の鹿島観光なり、この祐徳温泉株式会社グループとか、この辺の方々がいらっしゃって、大村市の方はどなたもいらっしゃってないということですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

説明員会のときは、大村市のポート局の局長、それと課長がみえております。そういったいろいろな質問に対しては、この局長さんが大方回答をされたわけでございます。

○委員（脇元 敬君）

この会議録みたいな議事録にある局長とかいうのは、その大村市の局長さんということですよ。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

はい、局長がお答えをしております。

○委員（脇元 敬君）

そういった中で、この鹿島観光というところですけども、その民間事業者ということで我々もまだそこまで情報を得ていないので、こういった会社なのか分からない中なんですけれども、最終的にはその協会が許可になるわけですかね、検討をして誓約書を提出して、推進会社を作って、最終的な事業計画の決定をしたら、今ここに流れが書いてあるわけですけども。最初はポートピアノ説明会の参加、協定振興会の物件の提示、書類選考というのが最初の手順としてあるというようにここに書いてあるわけなんですけれども、私どものところには、少しこの協会のほうが反対をしているというような情報も入ってきているんですが、その情報また説明というのは、当然説明会の中でなかったというふうに思っていますか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

説明会の時には、ポート協会が反対というような、そのようなことはございませんでした。そのポート協会が選考して、どうのこうのというのは、我々にはその説明会の中では出されておられません。大村市の局長が言うには、やはりこういった住民の下からの盛り上がりの中で、こういったのを設置していくというのが一番妥当だということで、そちらのほうに力を入れていきたいと。ぜひ、敷根に設置をしたいということでございました。

○委員（脇元 敬君）

先ほど同僚委員からもありましたとおり、地域の皆さんが賛同していらっしゃる。そして、霧島

市にとってもプラスになるということであれば、我々も反対することはまずないと思うんです。しかしながら、こういう形で盛り上がっていった最終的に設置ができないとなるとですね、この努力が何にもならないということになりますので、そこの確認をしたいところで今日は少し伺っているところなんです。それで、鹿島観光のほうにボートレース振興会のほうから「貴社独自の判断により、標記地域（霧島市国分敷根 1805 の1ほか）」というように書いてあります。「つきましては、これ以上の設置推進活動を継続されることは、直ちに中止をしていただくよう」というような文章を、私のほうもちょっと入手しましたのでお伺いしたところでした。そう言うことをまだ聞いていらっしやらないということですので、その上で、地域としては、しっかりとこれができることであれば推進していきたい。地域活性化になるというように私は捉えておりますので、その旨分かっていただければと思います。

○委員（植山利博君）

この株式会社岡田電機という会社が、もともとの親会社だというふうに今、この資料を見て伺うわけですが、この地元の説明会の中でも、この株式会社岡田電機が子会社として持っている鹿島観光株式会社ですね、ここが事業を直接には担うという形だろうというふうに、この資料から伺えるわけですが、ここがこれまで飯塚オートの計画をしたことがあると。ただ、舟券売り場の事業については今回が初めてだというようなふうに見てとれるんですけれども、確認をさせていただきますけれども、現在、この事業を手掛けてはいないということによろしいんですかね。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

そういった事業許可は得ているということは聞いております。現在は無いということで受け止めております。

○委員（植山利博君）

今まで地域の方々が、過去においてもオートレースであるとか、いろいろな事業を導入して、地域の活性化に努めたいという地域の方々の思いというのか、そういう切なる願いみたいなものは我々も十分受け止めているわけなんですけど、実は霧島市内に、現在、また違う事業者が舟券売り場の設置に向けて、事業を進めるための準備をされているというようなことも漏れ聞いているんですけど、その辺のところも地域の方々としては認識をされておりますか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

今の話については、隼人の見次のほうにニシムタの跡地が、店舗が空いているものですから、そこに設置をしようという話があるというのは伝え聞いております。しかしながら、あそこ場所は区画整理がされるような場所でもあり、また町のど真ん中で交通の繁雑なところであってで、いろいろな条件的には、やはりいろいろ考えた場合に敷根地域のほうが、非常にこの種のものについては、優位な条件じゃないかと、我々としてはそのように考えております。

○委員（仮屋国治君）

地域振興、地元之恩恵がいかほどのものがあるということを期待されていらっしやいますかね。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

経緯を申し上げますと、先ほど申し述べましたように、国分地区の下場にあつては、我が敷根地区は、非常に高齢化が一番進んでおります。例えると、私が館長になった時点では、小学生、中学生、子どもが200名いたんです。それが、現在は140名というような形で、非常に過疎が進んで、特にこの脇元自治会は、空家が大半です。元は50戸ぐらいの戸数があったんですが、今は26戸です。そういうことで、飛び地になっている関係で、子供が2人かな、あとはもう80歳、77歳というんですね、耕作放棄地も目立って、周囲を清掃活動なり、あるいは美化活動なり非常に困難をきたしているわけですね。そういう中で、やはりこういった企業が参入していただければ、環境整備あるいは他の面についても、よくなっていくんじゃないかと思うわけです。それと同時に、ボートピアだけじゃなくて、温泉施設等も併設していただければ、地元の雇用をしますよというような話もありますんで、そこらで若い人たちがまた故郷に定着をしていただければ、これが一番何よりも魅力だと、このように考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

4月に霧島錦江湾国立公園が発足しましたけれども、このレース場の説明会等が前後しているわ

けですけれども、その辺で地元の方々の反応といたしますか、国立公園の矢印と、このギャンブル施設という矢印はちょっと逆方向のような気がするんですけれども、その辺のところのご理解はどのようにお考えになっていらっしゃるかお知らせください。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

幸いですね、発想的にはいいタイミングで国立公園化になって、皆様方のお力添えで遊歩道等もできました。そういった周囲の環境が非常に変わったというか、良くなって、もちろん地区外のほうから釣り人が、もちろん宮崎のほうとか小林というようなどころから毎日見えております。そういう中で、「何かここらにうどん屋でも、ちょっと一時休憩するような所とか、ゆっくりここでくつろぐというようなのがあればいいのにな」と、こう言われるわけですよね。先日も、鹿児島市内の方がみえて、「ここらはびっくりした。錦江湾にこんないいところがあったんだらうか」と。「でも帰るのにちょっと、若尊までいけば 20 分、ちょっと時間をかけてやりくりすれば往復 1 時間かかって帰ってくると、こういう所でのんびりちょっとしてみたいんですけれども、ここは何もないですね」と、言われてですね。やはりそういった滞在型といえはちょっとオーバーかも分からんけれども、そういった休憩所あるいはそういったところでくつろぎながら、また一方ではレジャーを楽しみながら、また子供連れで浜辺を歩きながらといった、観光にというか、そういったレジャー的な意味を持たせれば、非常に相乗効果があるんじゃないかという方向へ考えているところでございます。

○委員（脇元 敬君）

この陳情書の趣旨といたしますか、思いをちょっとお伺いしたいんですけども。この陳情の最終的な旨は、裏面の一番最後書いてあるところなのかな、どうなんでしょうか。「どうぞ地域の発展と活性化、地元住民の雇用につながる企業誘致として、事業計画推進に御協力賜りますように」ということが書いてございます。企業誘致として、この計画に賛同してほしいというような旨で、私もは受け取ったらよろしいでしょうか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

全く、そのとおりでございます。この世の中、厳しい社会情勢の中で、こういった民活による企業誘致、これが何よりも一番魅力じゃないかと思えます。一方では、こういった企業等が誘致される場合は、各県なり市が造成し、補助金を出して、相当お金を使いますけれども、このことについてはまるっきり 100%民間が事業をするわけですから、市の財政を焦がすようなこともないし、またそういった売上については、逆に 1%ぐらいを自治体に還付するというようなことで、私にとっては非常に魅力あるものだと考えております。

○委員（脇元 敬君）

思いとしては、従来の企業誘致というものではなくて、企業さんがいらっしゃるから、その推進に賛同してほしいということだということにお受け取りしました。併せて霧島市にとってのプラスの部分を少しお話をいただきましたけども、そこら辺は説明会の中ではどんな説明がありましたか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

全体の売上金の、金額ははっきりしませんけれども、とりあえずは 1%を地域自治体に還付するようになっているようでございます。そういう中で、私ども地元といたしましては、やっぱりそういった環境整備諸々のことも何とかならんだらうかという中で、それはもう自治体と話し合いをしていただければいいんじゃないかというような答えにはなっています。

○委員（植山利博君）

今回の陳情を見させていただいて、地域の自治会の総意といたしますか、思いというのはよく伝わってくるわけですけれども、この種の誘致には教育関係者が P T A とか、反対の意向を言われるケースが多いわけですけれども、地元の P T A とか、学校関係者とかいう方々の反応についてはどんなふうを受け止められておりますか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

敷根公民館というところは、約 800 程度の所帯があるんですけれども、今現在 723 戸が自治体に参加しております。そういうわけで、他の地域の公民館と違って、敷根は非常にまとまっております。昨日も消防団の忘年会をしたんですけれども、これも育成会なり、子供たちも交えながら、

婦人会ですね、賑やかにやっております。そういうようなことで、学校関係者とも非常に連携をとって、いろんな授業、またイベントを行っておりますけれども、非常に仲良しな地域でございます、地域の方々の声が強いものだから、その点については言いたいところも言えないのかなというような気もせんでもありません。だから、反対ですよという声も上がってこないです。

○委員（宮本明彦君） 委 員 宮本 明彦 君

鹿島観光株式会社さん、株式会社岡田電機さんですか、この資料を見て初めてわかったんですけども、以前オートレースという話もありながら、競艇場ということになっているみたいですけども、まず鹿島観光さん、これは他の地区、金峰とか、いろいろありますよね、場外の車券売場が。こういうところにも関与された企業なのかどうか御存じですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

恐らくそれはないと思います。聞いておりません。

○委員（宮本明彦君）

ということは、初め進出されるっていう、競艇に関しては初めて進出される。それで、温泉関係についてはノウハウがあるよという理解でよろしいですか。

○敷根地区自治公民館長（亀井 昇君）

そのように受けてもらえば結構かと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第 17 号について陳情者への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

〔休憩 09：44〕

〔再開 09：48〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから、陳情第 17 号について、執行部に対する意見聴取を行います。早速ですけど質疑に入りますが、お手元に一般質問で新橋議員が質問予定であった中身について配布されておりますので、お目通しもいただきながら、質疑がございましたらお願いをいたします。ございせんか。

○委員（久保史郎君）

今回、ボートピアの敷根地区の皆さん方、ただいまいろんな陳情内容等についてお伺いしたわけですけども、地域住民は非常に誘致をしたいという希望が強いわけですね。それでその中で、これは当然地域住民のそういう賛成、それから市のもですね、そういう首長の賛成というのがあるはずなんですけれども、こういう要望事項を受けて、当局としてはその首長の判断は、どのように現在持っていられるのかその点を伺いたいと思います。

○企画部長（川村直人君）

今、久保委員のほうから御質問がございましたけれども、本市におきましては、正式な計画というのは設置者のほうからは上がってきていないところですけども、いわゆる公営ギャンブルの施設、これにつきましては、市長のほうは、以前から申しておりますように、市のほうから積極的に誘致をするということはないということはどうも変わっておりません。ただ、いろんな環境を整えば、絶対、何が何でも受け入れないということでもないということでございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、今後そういう地域住民、それからもしくは議会等のそういう同意が得られたら、首長としても考えると。というのは、この霧島市にとっては市長のほうは、かつてオートレース車券場売り場に対しましては、非常に早い機会に賛成はしないというような経緯もあったからお伺いしているわけですけども、以前に比べたらそういう首長の考えとしては、若干は違うという認識でよろしいですか。

○企画部長（川村直人君）

先ほど言いましたとおりでございまして、環境が整って当然地元の方々のそういった同意とか、さまざまな環境が整えば、繰り返しになりますけれども、市としても何が何でもだめですということはないということでございます。

○委員（久保史郎君）

例えば、この一連の事業計画の流れの中では、やっぱりどうしてもここに業者のほうを設置をしたいというのであれば、その業者が首長に打診をするなり、そこら辺の意向も聞いておかないと、地域住民は非常に賛同したけれども首長は反対、1か所がノーでこれ消えるわけですよ、この計画は。だから、そこら辺は今まで業者としては、打診そのものは何もまだそういう、一応予定ではあるというような、首長の耳に届かせるような声はなかったのかどうか。

○企画部長（川村直人君）

今回、陳情が出されております敷根地区に関する設置予定者ですかね、そういう方々とは私自身はまだお会いしたことはございません。いわゆる場外の舟券の場外発売所を設置するためには、モーターボート競走法という法律があるわけで、国土交通大臣の最終的には許可が必要になってくるわけです。そこに至るまでに、先ほど久保委員のほうからありましたように様々な手続きがいるわけです。本市といたしましては、こういった手続きに沿った形で、書類が上がってくれば、市としては、きちっと対処はしていくということでございますけれども、現在のところは、設置を予定される方からも直接話はないところでございます。

○委員（久保史郎君）

今回の事業計画としては、その温泉施設も含めてということですね。事業としては結構大きな事業ですよ。ですから、こういう温泉施設があるということは地元住民は、非常に期待をされたと思うんですよ。しかし、そこら辺の中で、市のほうには全然まだ現段階において、何の打診もないというのはいかがなものかと思うんですけど、当局はどのようにそれを考えていらっしゃるんですか。

○企画部長（川村直人君）

あいにく、この件につきまして、我々企画部のほうには、ちょっとその書類は見えていないところでございます。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

[休憩 09:54]

[再開 09:54]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長（川村直人君）

私どもは、設置を予定されている方とは、市長が会われたかどうかというのは確認いたしておりません。

○委員（下深迫孝二君）

こういう趣旨のものについては、例えばこういうギャンブル関係の施設というのは、通常であれば、市に先に来てしまうと、なかなか地域住民が反対をされるということで、まず、地域住民の理解が得られたということで、業者はそういう動きをしてるんじゃないかという気がしてならないんですが、今は刑務所でも誘致合戦をするというぐらい、企業誘致もなかなか難しいです。地元住民が総意でこうして誘致をしていただきたいということであれば、市も少し力を入れて、地域住民の理解が得られているのであれば、市としては誘致をいたしますよという考えはないのかどうか。

○企画部長（川村直人君）

先ほど言ったとおりでございますけれども、きちとした形で手続がなされてくれば、市としても当然、それには対応していくということでございます。ただこのモーターボートの場外発売所につきましては、先ほども申しましたけれども、やはりルールというのがございまして、特にボートレース振興会というところが、この許可に非常に関わっているわけですね。そちらのボートレース振興会のほうからも市のほうに、この件について、直接市のほうにお見えになりまして、お話もう

かがことがございます。ですから、そういうところできちとした手続きに向けての説明などがあれば、市としてもそれに対応していくわけですが、ちょっとその辺りが、今回のこのケースの場合は、ボートレース振興会からお聞きした話では、非常に難しいようなことは聞いているところでございます。

○委員（久保史郎君）

今、ちょっとお話を聞きますと、そのモーターボートレース振興会からは、市のほうには来られたということですよ。それは大体、何月ぐらいの件で、これはその敷根のモーターボートレースのこの件に関して来られたのかどうかという点と、日にちがわかれば何月と。

○企画部長（川村直人君）

8月にお見えになったと思います。

○委員（久保史郎君）

ということは、8月に来られたということは、先ほど私は設置をされる予定していらっしゃる、今回造ろうかというその岡田電機さんを含めて、そういう業者の方は全然挨拶も来られない中で、モーターボート振興会の方が来られたというのはどういう説明で、あるいは来られたことに対して何かそういう、市のほうに言われた内容等があるのであれば、そこら辺をちょっとお示してください。

○企画部長（川村直人君）

当時、見えたときに、そういった地元の敷根地区でそういう動きがありますということなんですよ。ボートレース振興会としては、その場所は適さない場所であるというようなことを、設置予定をされている方にはお話をしておりますというような説明でございました。

○委員（久保史郎君）

としますと、全然、地域住民が願っていらっしゃるのとボート振興会が言われることは矛盾しているわけですよ。この設置をされるという業者が言われることはですよ。だから私が一番懸念するのは、私なんかもその敷根地区にできたらいいですよ。地域住民やら議会も、その振興会のほうも含めて、そこで、皆さん方が市の発展のためになるというんだったら、反対するつもりは全然ない。おそらく大方の方がそうだと思うんですけど、しかし、私も一番最初に今日、陳情者の皆さん方に言ったのは、せっかく盛り上がって、今までも何回も消えた経緯があるわけですよ。そうしますと、こうやって陳情書まで出されて、議会で審議までしてポシャとなると、非常に地域住民の皆さん方もがっかりされると、同じ霧島市民の皆さん方がですね。ボート振興のそういう、例えば協会のほうから書類として出された分がありますか。霧島市のほうに。

○企画部長（川村直人君）

そのときに出された写しというのは、いただいております。

○委員（久保史郎君）

そうであれば、委員長、委員会でそういう写しは、川村部長が言われた説明内容のようになっているわけでしょう。といいますのは、先ほど脇元同僚委員が持っていたら、これもそういう、モーターボート、鹿島のほうに行った書類なんですよ。写しがあるんですよ。これと同じものなのかどうか。ちょっとお目通しをしていただいて、同じものであって、それが市のほうに来ているのであれば、例えば市のほうに来ている書類を、私はこの委員会で委員長、みんなにコピーをもらって配布をしていただきたいと思います。それともう1点、先ほどの部長の話の中で、いろんな流れの手続があると言われましたよね。その流れの一連のそういう、このモーターボートの舟券の発売に関しての、手続一覧表はこの説明書の中にも付いているんです。市にもそういうのも来ているんですか、その件に関して。

○企画部長（川村直人君）

こういった事務の流れにつきましては、私どもも通常いつもある事務ではございませんので、きちっとそういう事務の流れについても勉強する中で、この進め方につきましては持っております。

○委員（久保史郎君）

ということは委員長、事務の流れに関しても、市内にできるのを市当局がほとんど知らない中で、進んでいくというのもおかしな現象だと思うんですよ。これあくまでも地域住民と市とそれから議会やら、あるいは首長も含めて、それぞれ協議をしていって、本当に市民のためになるのであれば

大いに推進していかなければならないし、一部の中でどこかが違うのであれば、その違うところはやっばこういう地元の皆さん方にはきちっと説明をして正しい方向に、いい方向にやはり持つていこうとするというのが、私は行政の務めだと思います。その点にあわせても、そういう流れがあるのであれば、ぜひ、委員会のほうに、委員会としてコピーをして配付していただきたいと要望します、委員長。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

[休憩 10:03]

[再開 10:05]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今の資料をコピーし配付をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

○委員（久保史郎君）

例えば、今その書類が来ている、その推進協会というんですか、ボート協会というんですか振興会か、その許可がないとこの設置はできないという、そういう認識でよろしいんですか。今ここを見ますと、推進の手順の中では、例えば書類選考の中で、「その他推進することが難しいと場外発売推進部が判断した場合」ということで許可をしないという。いろんなそれぞれの部門に、例えば候補地の調査なんか「視察の結果推進することが難しいと判断した場合は推進お断り」と。このような協会にとって都合のいい。都合がいいといたら失礼ですけれども、文言が入っているわけですよ。一文ずつ。だから、そこら辺がやはり、悪く言うと、その推進協会のほうがここは造りたくないなど、もし思えば、いくらでも理由をつけられるそう一文にも思えるんですけれども、部長としてそこら辺は、企画部としてどのように判断していらっしゃいますか。

○企画部長（川村直人君）

このモーターボートの場外投票券発売所の設置については、先ほど言いましたように、最終的には国土交通大臣の許可がいるわけです。そこに行くまでに、このボートレース振興会というところが、さまざまな調整がなされるということで聞きしております。このボートレース振興会というのは、通称名ということなんですけれども、正式には財団法人競艇振興センターということらしいです。私たちもこの設置の、財団の設置目的とか、事業内容などについても少し調べてみたんですけども、やはりここで、いろんな事前の調整が、国に行く前になされているようでございますので、恐らくこのボートレース振興会のほうが、いわゆるゴーサインを出さないと、なかなか国土交通大臣の許可は得られないのではないかとというように推測をいたしております。

○委員（植山利博君）

執行部のほうでは、ほかの民間の事業者が霧島市内に、この舟券の売り場を設置をしたいというような動きがあるということは、もう認識されておりますか。

○企画部長（川村直人君）

ほかの設置を予定されておられるところからは、お見えになりました。

○委員（植山利博君）

その事業者が、県内に金峰とか、鹿児島県の天文館とか、何箇所か既に事業を展開されているというように漏れ聞いているんですけど、その辺の確認されておりますか。

○企画部長（川村直人君）

お見えになった方は、他のところでもそういう事業をされているということは聞いております。

○委員（植山利博君）

その他のところというのではなくて、鹿児島県内で何箇所か事業をされているというように理解してよろしいですか。

○企画部長（川村直人君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

今ここに、振興会からの写し。今回、敷根に事業を展開しようとしている民間事業者に対して出された文書の写しが配付され、今手元にあるわけですけれども、今の部長の説明によれば、この振興会がゴーサインを出さないと、なかなか国土交通省の認可にはつながらないということでもありますので、その振興会が、今回、事業展開しようとするところに、この事業計画は中止をしていたきたいという旨の文書も発行されているということでもありますので、大変この事業の実施には、現実的には厳しい状況であるのかなというような認識をせざるを得ないんですけれども、部長は、この文章と今までの部長の答弁からして、そういう認識でいいというように判断されますか。

○企画部長（川村直人君）

市のほうとしても、市の考え方としては先ほど冒頭に説明したとおりでございますが、その中の手続でこういったポートルース振興会から、こういういわゆる印鑑がついたのをきちっとした形でいただいているものですから、市としても困惑をしているところでございます。しかしながら、手続きは最終的にはさまざまな形で必要な書類などもきちっとした形で添付をされて、申請をして、国土交通大臣の許可が下りないとできないわけですので。先ほど言いましたように、環境が整っておれば、またそこで市としての判断のしようがあるかと思うんですけれども、今こういう状況でございますので、市としましては現段階でなんといいようもないところでございます。

○委員（植山利博君）

最後に私のほうからは、現在、二つの事業者が霧島市内にこの舟券売場の設置に向けて事業展開、取り組んでおられるというのはもう現実だろうと思います。それで、片一方のほうにはその振興を会のほうから、このような文章が届き、もう一方の方は直接事業者から市を訪問されて、市長に正式な形で意思を伝えられていると。そっちのほうには振興会のほうからは、何ら動きがないということはどう考えても、そちらのほうを振興会としては暗に進めているというような状況なのかなというようにしか見てとれないんですけれども、その辺を市はどう受け止めておられますか。

○企画部長（川村直人君）

市としては、もう一方のほうからはこういった形での文書をいただいておりますので、今のところはなんといいようもないです。

○委員（仮屋国治君）

今、写しをいただいたわけですけれども、この7月20日付の文書をもって、直接振興会のほうに確認をされたのかどうか。また、本日陳情をされている敷根自治公民館の皆様方と協議をなされた経緯があるのかどうか。あればその内容を知らせてください。

企画部長 川村 直人 君

この文書はいただいて、そして直接、先ほどいいましたけれども振興会のほうからお見えになりました。お見えになって、現在のその状況というのをご説明をいただいたところです。それから地元の方々と市のほうがお話をしたかということですが、市長のほうには会われていると思うんですけれども、私どもはまだ直接お話ししたことはございません。

○委員（仮屋国治君） 君

もし、この7月20日付の文章を地元の方々が、今までご存じでなかったということになれば、非常に申し訳ない話だなというのを今、感じているところであります。併せてこの手順書の中で基礎調査、事業計画の策定、地元との調整、行政協定というように流れがあるわけですけれども、私どもはこの段階の陳情は、行政協定への陳情であるというように受け止めておったわけですけれども、今この写しの文書などを拝見すると、ここまで来てないのかなと。行政としては、今どの段階であると認識をされておられますか。

○企画部長（川村直人君）

この手順書にもありますように、まず書類選考のところ、今来ているわけですね。振興会のほうが、推進をお断りする主な要件というのが書いてあるわけですけれども。ここで、この写しによりますと推進を断っておるわけですね、振興会のほうが。ですから、ここの段階であるというように思っております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、市のほうにおいでになって文書でもきちっと伝えてあるなら、こういう活動をしておら

れる敷根地区のほうには市長名でお伝えするべきではないかと思うんですよ。結局、一方は知らないで推進をどんどんされている。一方ではお断りをしますといったような文書を今こう見て思うんですが。そこは、何で敷根地区にきちっと伝達をされていないのか。

○企画部長（川村直人君）

市としましては、こういう状況になっているというのは当然、地元の方には、当事者からお話がされているのだというふうに思っているわけです。ですから、特に、今回陳情が議会のほうに上がってきているわけですけれども。それまでに市長ともお話をされる機会もあったと思うんですけれども。これをいただいておりますのが8月ですので、当然地元の方々の同意を得るには、状況などはその設置をされる方々が責任を持って話はされて、当然おられると思っておりますので、市のほうからこういう状況を地元の方々に対して、ご存じですかというようなことについてお聞きはいたしていないところです。

○委員（仮屋国治君）

陳情者が傍聴でおられますので、この辺の経緯についての確認をさせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

暫く休憩します。

[休憩 10:16]

[再開 10:21]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど仮屋委員から出された振興会の活動中止に対する文書を、敷根地区の方々は御存知ではないというところの確認をしたところで、ここでしばらく休憩します。

[休憩 10:22]

[再開 10:35]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにごいませんか。

○副委員長（塩井川幸生君）

今、見次のほうで進んでいる話もちよっとされましたけれども、執行部のほうは、見次のほうの進行具合は、何か把握していることがあったら教えてください。

○企画部長（川村直人君）

設置を予定されている方が、こういう大体の計画をしておりますというような概要だったんですけれども、そういった書類を持って説明には見えませんでした。

○副委員長（塩井川幸生君）

その書類を持って来られて、どうもこういうことがありますと、どうもそっちのほうをどんどん振興会のほうは進めて、だいぶ進んでいるような感じはするわけですね。市民から陳情を受けてこうして審議をしているわけですけれども。見次のそっちのほうは、振興会としてもどんどん進んでいて、もうこっちは認めませんよという文書になっているものですから、部長の考えは今さっき聞きましたので、このことについて、何か市長の考えを聞かれたことはないですか。

○企画部長（川村直人君）

私の考えと申しまして、そういった市の方針については、きちっと市長などとも話をして申し上げておりますので、市長も同じでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、隼人の話がちょっと出ましたけれども、そういうところについては行政のほうもきちっとした形で調整していかないと、車の渋滞が発生した、また道路の改良をしないといけない、何だ、とこういうことになりかねないと思いますから、そこら辺は慎重に一つやっていただきたい。そして、街の中というのは、県道同士が交差するそういう大きな道路ですから、やはり渋滞のもとには十分

なると思うんです。私ども今日のお話を聞いていて、業者間の何か、その力関係なのかなという気もしないでもないですけども、敷根の脇元辺りであれば、設置をしても地域住民の皆さんが理解をされているわけだから、何ら問題ないような気がするんだけど、街中というのは、慎重に行政として考えていただきたいということを要望したいと思います。どうお考えですか。

○企画部長（川村直人君）

当然、その許可を得るときには、管轄警察の指導の内容が反映されていることを証明する書類というようなものもありますので、当然交通とかそういうものなどまで含めた形で、警察とありますけれども、公安委員会などもたぶん含めてだと思えるんですけども、そういう調整も当然整っているというような証明。あと今、複数のということだったんですけども、地元との調整がとれていることを証明する書類をつけるようになっております。それはどういうのかというと、当然、まずは自治会などの同意。それから市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないことなどをいう、というようになっておりますので、すべての要件が整っていないと許可にはならないわけです。ですから、本市としましても、こういった事務の流れで粛々と対応していくということになりますので、そういうのが、きちとした形で俎上に上がってこない、市のほうも判断のしようがないということがございます。ですから、手順できて市の判断がそこで必要なときが来れば、きちとした形で市も判断させていただくとそういうことになろうかと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。傍聴議員のほうから発言を求められておりますので、これを許可します。

○傍聴議員（池田綱雄君）

ただいま、委員長より許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。このボートレースの建設については、別な業者が、私の家の前にあるフレスポの中に設置したいんだというようなことでみえました。そういうことで、建設を進めていったんですが、その中で小学校が余りにも近いというようなことから計画を断念されまして、そして、その業者が隼人のほうに現在、建設を変更されているという経緯があるわけがございます。そのようなことから、本日は傍聴をさせていただいておるわけですが、質疑の中で、設置者が市長に挨拶はなかったのかという質疑がありましたが、その件について話をさせていただきたいと思いますが、日時は忘れましたが、大塚副市長が同席されましたので、多分4月以前だったと思います。設置者と地元の役員の方、大村ボートの局長さん、大村市議会の建設委員長含め10名か11名の方が市長室の横の応接室で、市長、副市長同席の中で挨拶に来られております。私も同席させていただきましたので報告をさせていただきますと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今の池田議員の話をお聞きすると、大村市のほうからも来られたということですね。そして、例えば隼人のああいふ交通渋滞を招くような所は作れないよということになれば、今、敷根に言ってきておられる業者さんじゃなくて、そっちを今探っておられる業者さんが敷根のほうで、住民の理解が得られているのなら、という可能性も全くないということはないような気がするんですよ。ですから、やっぱりここは慎重に、この陳情書もやっていったら、先行きが全く開けないということでもないような気がいたしますので、どんなものでしょうね。今、業者さん同士のこの対立とか力関係というようなことですけども、力のあるほうは、場所的に造れないと、そういうことであればこっちに、きちとした場所を準備していますよということになれば、そのボート協会のほうも許可をされる可能性もあるように感じるんですが、部長、やはりそうなった時には、再度検討させていただくということも可能ではないかと思うんですがどうでしょう。

○企画部長（川村直人君）

ボートレース振興会のほうで、いろいろ協議はされると思うんです。ですから、私どもも、こういったボートレース振興会のほうといろいろ連携をとりながら、この件については対処してまいりたいと思います。

○委員（久保史郎君）

ともかく、今回出されたこの書類によって、モーターボート振興会の思いというのが、これが事実であれば分かったわけですので、これは当議会としてもまだこの陳情に対して、この内容についてこれが事実であるのかどうかというのを確認しておりません。それから、当局としても確認していないという、当然業者がそれは説明をするべきものだというような発言であったんですけども、この内容が事実とすれば、業者はやはり自分にとっては不利益な内容でございますので、当然されなかったという一面もあるかと思っておりますので、ここはやはり我々も再度、もう一回、市当局も確認をしていただきたいし、議会として当委員会としても、ここは明確に確認していただく。また陳情者の皆様方にもそこはやはり一番大切な部分でございますので、確認をしていただくという形の中で、今後進めていきたいと思うんですけども、ただ1点だけ当局に要請しておきたいのは、7月にこのような文書が振興会から出されておまして、この後に陳情書が出されたのは11月ですよ。これだけの期間があったにもかかわらず、この文書の内容は陳情の内容を大きく覆す、そういう振興会からの内容でありますので、やっぱり今後そのような実態があった場合には、地域住民に対してはきちっとした形で伝えるべきだということを、私は要望しておきたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

もう一回、大村市さんのご判断というのは結局、敷根にも来られたということですよ。そして、市長のほうにも来られた。今、現状、どうせ大村市のボートがまだ見次にという話もあるんだと思うんですけども、その辺は今、大村市のほうはどういうご判断をされているのかというのは、何かお聞きになったことはありますでしょうか。

○企画部長（川村直人君）

私どものほうで大村市さんとお話ししたことはございません。少なくとも、企画部ではございません。

○委員（脇元 敬君）

先ほど久保委員からあったとおり、こういった文書が出ているわけですから、必要があればもう一度説明会を12月中に行えるような旨もありましたので、地域住民の方々に説明会をするんだというようなこともありましたので、この文書をしっかりと地域の方々に示していただいて、その上で地域住民の方からこの内容を確認していただけるように、執行部のほうにはお願いをしたいと思っております。この文書をしっかりと出してくださいということです。住民の方々には行政が出せないんですか。

○企画部長（川村直人君）

地元の方々からそういう市長へのお願いというのがあったということは、私も耳にはいたしております。しかしながら、こういう文書が協会のほうからいただいておったものですから、当然その辺りは地元の方々にも説明はしてあろうというようには思っておったわけですけども、今日こういう形で、この件について、よく地元の方々も御存じないようでしたので、再度市のほうから振興会のほうに、文書で来ておりますので、その後、特に何も連絡はきておりません。ですから事態が変わったということは、普通は考えられないところなんですけれども、再度確認をいたしてみます。そして、再度確認をいたしまして、また今回の議会のほうにも上がっておられます陳情者の中の敷根地区自治公民館長さん方は、日頃まちづくりの関係でもお世話になっております。ですから、そういった当然地元へのまちづくりの観点からも、こういう施設ができるということもまた地元にとっては影響も出てまいりますので、そこは確認をとって、また館長さんのほうにはその結果は御報告をしたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第17号についての執行部への質疑を終わります。ここで、暫く休憩をします。

〔休憩 10：53〕

〔再開 10：55〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第 17 号についての自由討議に入ります。委員の皆さま方のご意見がある方はここで発言をお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

今のこの陳情について、陳情者からからお話を伺いますと、行政にきているものと、要するに陳情者側に伝わっている話と噛み合わないところが多いようですので、確認をしていただくためにも、できましたら継続という形を取っていただいて、再度閉会中でも審査ができればと思います。

○委員（久保史郎君）

先ほども企画部長からお話を伺いましたけれども、やはりこの陳情書の内容を覆すような基本的なものが来ていたにも関わらず、陳情書が出されたときに、当人たちに対してその説明を親切丁寧に当局はすべきですよ。ですから、作ってくださいというのに肝心の許可を、権限を持っているところが、許可権限というのはそれはもう国だと思いますけれども、その中間に入る大きな力を持っているところが、そこを振興会が認めないというような実態が、もうまるっきりひっくり返ってくるような内容に対しては、執行当局は今後いろんな情報は錯綜する中ではあっても、基本的なものところはちゃんと踏まえて、市民に不安や何かを与えることのないような取り組みは、今後はしていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第 17 号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 10:56〕

〔再開 10:59〕

△ 議案第 82 号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 82 号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（川村直人君）

議案第 82 号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。溝辺地区で実施しているケーブルテレビとインターネットの通信速度及び使用料等について、民間企業との均衡を図るために改定する必要があるため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、溝辺総合支所長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

今回の改正の内容につきましては、インターネットの通信速度の 15 メガと 30 メガを、30 メガの月額 4,410 円として統合、通信速度 120 メガを月額 4,935 円で新設、法人向けの 30 メガを 120 メガに増速しようとするものです。このことに伴い、インターネットとデジタル視聴のセット使用についても同様に改定しようとするものです。また、デジタル視聴につきましては、デジタルマイコースの 2 台目以降を月額 420 円に値下げ、デジタルファミリーコースの 3 台目以降を月額 1,680 円で新設するものです。以上説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ただ今、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（脇元 敬君）

先ほど部長のほうから、今回の経緯といいますか背景で、民間企業との均衡を図るための改定い

うことがございました。それ以外になかなかこう、当然 30 メガのものが、今まで 15 メガの料金で使用できることになるわけですから、とても有利になるわけですが、今の民間企業がこういう形でやってらっしゃるといようなことで、それに合わせるということだと思ってよろしいでしょうか。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

そのとおりでございます。

○委員（脇元 敬君）

今回の料金改定によってマイナスになるのか、プラスになるのか、全体的な収入は、どういうふうに計算をされてらっしゃいますか。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

今回の改正によりまして、デジタル視聴、ケーブルテレビのほうが、デジタルマイの2代目以降が月額 945 円から 420 円へ 525 円の値下げということで、ここに契約をされている方が、利用者が8名いらっしゃいます。その8名の 525 円、それから、インターネットとそれからデジタル視聴とのセットのお客様のところ、30 メガをご利用いただいているインターネットの方との併用の部分でございますけれども、ここが月額 5,460 円から 4,410 円へということで 1,050 円の値下げになりますが、ここで契約いただいている方が 22 名、それからインターネットとデジタル視聴のセットのところでございます。先ほど申し上げましたのがインターネットの使用の部分でございます、今度申し上げますのがインターネットとデジタル視聴のセットの部分で申し上げますと、デジタルマイと 30 メガの御契約をいただいている方が2名いらっしゃいますけれども、こちらのほうが 6,720 円から 5,670 円へ 1,050 円の値下げでございます、この方々が2名。この3つの段階で値下げということで、これで大体 11 万円程度の収入減になるということが予想され、1月からということでございますので、3カ月間で約 11 万円。これにつきましては、また、ケーブルテレビ会社のほうに支払いをいたします委託料、全くその額が支出として同額、減額ということになります。

○委員（久保史郎君）

安くなるからいいんでしょうけど、その説明の中で、なぜ今回そのように、民間とのただ統一だということだったんですけれども、なぜ統一されない中でそんな高い料金が徴収されてきたのかということは、ただケーブルテレビが今までの流れの中で、それだけの料金を徴収していたという内容なのか。それとも何かの関係があって、そのように今回こうやって値下げをすることになったのかということをお示しくできませんか。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

実は、ケーブルテレビの山口社長が溝辺総合支所に 10 月 16 日にみえたわけでございます。それで、民間のケーブルテレビについて、11 月から若干サービスの向上と値下げを実施したいということでみえたわけでございます。私どものほうでお話をお聞きいたしまして、サービスの向上と減額のほうになるわけでございますので、それはもうありがたくお受けしたというところでございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、今まで差額がそうやってあったということではなくして、今回ケーブルテレビのほうが、全体的にサービス向上という形で値下げをされたという理解でよろしいですね。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

ちょっと教えていただきたいんですけど、デジタルマイとデジタルファミリー、どのように違うのか。ちょっとお示ください。

○溝辺総合支所地域振興課主任主事（有村昌明君）

デジタルマイコースというのは、例えていうと他チャンネルでして、マイコースのほうが全部で 20 チャンネル見れるコースでございます。デジタルファミリーコースが 52 チャンネル見れるコースとなっております。そのようにチャンネル数が違っております。

○委員（宮本明彦君）

もう1回だけちょっとご説明をお願いします。脇元委員のときには、もうなっているから1月1日から合わせるんだよというふうに聞きました。久保委員のこともそうだと思うんですけど、

民間のほうは 11 月から実施で、この溝辺町のケーブルテレビは 1 月 1 日から実施、その 2 か月間の差が生じていると思うんですけれども、その辺はもう承知の上でということですのでよろしいですか。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

先ほど申し上げましたけれど、10 月 16 日におみえになりまして、11 月から民間については変更させていただきたいということでみえられました。私どものほうの総合支所のほうは、議会で条例の一部改正をお願いしないといけませんということで、1 月からのほうの改定というという形で、ケーブルテレビさんのほうとは協議をしたところでございます。

○委員（宮本明彦君）

2 か月間差があるわけですよ。それは本当であれば、民間と一緒に合わせるというのが普通の手順じゃないかなと。確かにケーブルテレビの方が来られたのが 10 月末だったから、確かに 2 か月遅れるということになったと思うんですけれども、基本的には一緒の時期のスタートがベストといたらベストであって、例えば 2 か月間払い戻しがあるのかというのは何かあるんでしょうか。

○企画部長（川村直人君）

特に、そのような措置は講じてはいないわけですが、これまでも同様のケースはあったわけですが。ただ、宮本委員がご指摘のことは考えられるわけですが、今回の場合も条例改正のいとまがなかった、しかしながら、例えば臨時議会をするなり、専決処分をするなり方法はあったわけですが、そういうことをご理解をいただいているわけですが。ただ、ケーブル会社へは、今後そういったある程度の条例改正のいとまをいただけるような改正がもしあったときには、できるだけ早くお知らせをいただくようお願いはしたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

以前もこのケーブルテレビの件は、もう民間会社のほうにそのままお戻ししたらと言ったらいんですかね、そのまま民間の値段で順調にいくかなとも思うんですけれども、その辺は考えてはおられないんですか。

○企画部長（川村直人君）

将来的に、旧溝辺町のほうで実施をされてきておりますケーブルテレビのこの事業の在り方についても検討していかなければならないと考えております。ですから今、様々な事例などの調査などをいたしておりますので、いつの時期というふうには今の段階では言えませんけれども、どういう在り方がいいのか、その辺については今後も引き続き検討は進めていきたいと考えております。

○委員（久保史郎君）

今回の改正は溝辺地域のケーブルテレビですよ。ということは、他もいっぱいあれしているわけですが、そちらのほうとは全然関係ないということの捉え方でよろしいんですか。

○溝辺総合支所長（森田重三君）

国分・隼人地域のほうで、11 月から料金改定をケーブルテレビのほうでなされましたので、今回、溝辺町もそれに合わせようということでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 82 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 11 : 11〕

〔再開 11 : 12〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 82 号についての自由討議に入ります。委員の皆様方の御意見があればここで発言をお願いします。

○委員（宮本明彦君）

以前から溝辺でやっているケーブルテレビの事業については、もう民間と差がなくなっている、料金的には差があるのはあるんですけれども、そういうことから、もう一回本当に、その事業を

市で受け持っているということも、効率化という面からはケーブルテレビ事業者のほうに早いところ、もう移管するというのも考えられると思いますので、ぜひそういう意見も付け加えていただきたいと思います。

○委員（脇元 敬君）

今回の料金の改正も、民間のほうで改正をするから行政もしなきゃいけないという状況になっていますので、そう考えれば、もう早い時期に民間のほうに運営をしていただくような形に持っていくべきだというふうに付け加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 82 号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 11:14〕

〔再開 11:15〕

△ 議案第 77 号 霧島市防災会議条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 77 号、霧島市防災会議条例の一部改正について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

議案第 77 号、霧島市防災会議条例の一部改正につきまして、御説明いたします。今回の改正は、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、安心安全課長が説明いたしますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○安心安全課長（酒元 博君）

今回の改正は、条例第 2 条の所掌事務及び第 3 条の委員に関する規定について、法改正に伴い、本条例の所要の改正をするものでございます。第 2 条において、防災会議の所掌事務を明確にするため、「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「重要事項に関し、市長に意見を述べること。」を追加し、第 3 条において、委員の資格を明確にするために「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を追加するものでございます。以上で、議案第 77 号に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（脇元 敬君）

今回の条例改正において、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することができるということになったわけですが、これに伴ってどういったことが想定されるのか、どういう場面でこの防災会議を開催することになるだろうというふうに思ってしまうか教えてください。

○危機管理監（宇都克枝君）

どういったことが審議されるかということですが、現在、自治組織代表とか地域防災推進員代表、あと防災士代表というような方も、もう既にこの防災会議の中に入っておられまして、そういった方々から、例えば津波の話とかございますけども、これが霧島市で今後、どのように具体的に対応していくのかというようなこととか、また住民の方々にどのような防災情報を具体的に提供していく手段、そういったものの今後の充実の在り方とか、そういったことを、今後、防災に係るもろもろのことが、そういった対象になってくるだろうということは考えております。

○委員（脇元 敬君）

今回の改正において、これがあることによって、この防災会議が開きやすくなるのかなということもあるのでしょうか。やりやすくなるのかなと。条例の法改正で、ただ条項が変わっただけなのか、少し内容が変わってくるのか、そこを教えてください。

○危機管理監（宇都克枝君）

もう既に、委員の方々の中に防災士の代表とかいろんな方が入っておられまして、今回大きく変わることはないだろうと判断をしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

確か田代議員が、防災会議の中に女性の割合が少ないという御発言が以前あったと思うんですけども、今回、市長が任命するもの、学識経験のあるものから市長が任命するものとはあるんですけども、何か女性を入れるどうのこうのというのは、今回の中には、条例改正の中には含まれていないという理解でよろしいのでしょうか。

○危機管理監（宇都克枝君）

男女共同参画に関わるような、要するに女性の委員を入れなさいというなことは特には触れておりませんが、もう既に霧島市婦人防火協力会の副会長とか、こういった女性の方々にも声をおかけしております、参加を願っているところでございます。一方、この防災会議の委員という方は、もともと法律で示されております関係機関の指定をされている部分が結構ございますので、そのあて職的なところの方々は女性がついていけば女性が参加するようになりますし、そうでないところはやっぱり男性が参加するというので、現在は男性が多い状況でございます。

○委員（宮本明彦君）

それは確かに、田代委員が一般質問をされたときにそういう答弁でした。そのことを踏まえて、次の段階として何か討議されたのかなということだったんですけども。

○安心安全課長（酒元 博君）

男女共同参画の視点から、委員のお願いをこういった職場、部署にお願いするときに、女性の登用ということで、女性の委員ということでも御考慮をいただけませんかというようなことを、文書でお願いしているところでございます。

○委員（植山利博君）

2条の3項が変更になるということなんですけれども、改正前の2条の3項は、「災害が発生した場合の情報を収集すること」というのが入っているわけですが、改正後はその文言は消えてしまって、「防災に関する重要事項」という形になっていますけれども、この「防災に関する重要事項を審議する」の中に、災害が発生した場合を情報収集するということは、含まれるという理解でいいんですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

委員のご指摘のとおり、この中にすべて情報収集、すべてもう重要なことがこちらのほうに重要事項ということで、含まれているということで考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

そうであれば、今、災害が発生した場合の情報を収集するということは、災害に関する重要事項に含まれるという趣旨だということですが、重要事項というのは具体的にどのようなことを想定されているんですか。今、その災害のときの情報収集というのは一つだということでしょうけれども、そのほかには具体的にはどのようなことだと理解すればいいんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

例えば、重要事項を審議するということでございますけども、これは平成18年のときに水害、そういったものが発生したときに、横川のほうで食糧の問題が住民の方々に提供するかどうかということで新聞に掲載された事案がございます。こういったことを踏まえて、その住民の方々にどのような形でそういった食料を提供するその仕方とか、そういったものを考えるべきかというようなこと等について、協議した結果がございますけど、そういったようなことも、要するに新たな災害

対応、そういった場面において重要と判断される事項があれば、そういったことについて協議、対応するというございます。

○委員（植山利博君）

食料の提供の在り方というのは、具体的に一つ出てきましたけども、今の現段階で重要事項の中に、例えばこういうものこういうものと5つ6つ、いくつなのか分かりませんが、箇条書きで抜き出して、その重要事項の範囲を言って、今知るべき、判断できる範囲の中で具体的に挙げているということではないという理解でいいんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

そういう項目を挙げてしまうと、もうそれに拘束されるような感じがしていますので、大きく問題となるべき事項、今回の議会でも提案をいただきました定員適正化に伴う総合支所の防災対応の在り方、こういったことも大きな課題になってこようかと考えております。

○委員（植山利博君）

その点ですが、全体の範囲を大きくしたんだという理解をしておきたいと思います。それから、3条の9項なんですが、「自主防災組織を構成するもの」という形で、規定を新たにされておりますけれども、自主防災組織っていうのはどういう形でその組織をされているものなのか。例えば、条例公民館には必ず一つずつありますよとか、自治会に一つずつ組織されていますよと、どういう形で組織をされているのか。また自主防災組織として位置付けられているのはいくつくらいあるのか、お示しをいただきたいと思います。

○防災G長（石神 修君）

現在、自主防災組織につきましては、市内の自治公民館、あるいは自治会、そしてまた婦人防火クラブ、そういったところが自主防災意識を結成しております、その地域に住んでいらっしゃる方はすべて自主防災組織に含まれているというようなことが、県が示しております自主防災組織の考え方でございます。

○委員長（常盤信一君）

組織数は、いくらですか。

○防災G長（石神 修君）

現在の自主防災組織の数につきましては、ちょっと調べて、また後ほどお答えします。

○委員（植山利博君）

であれば、すべての自治会に組織をされているという理解でよろしいですか。

○防災G長（石神 修君）

現在、霧島市での自主防災組織の組織率につきましては99%を超えておまして、あと残りが別荘地とか自治会組織のないところとか、そういうところがございます。したがって、現在の市内での自主防災組織は100%に近い状態であるということによろしいかと思っております。

○委員（久保史郎君）

2条の3項目のところ、今回、「市長の諮問に応じて」ということで変更になっているわけですが、その会議を開くと、審議をするということなんですけど、これは条例集をちょっと持っておりませんが、これ以降の前項のところ、例えば年に何回か開催するとか、そういうのは決められているんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

霧島市防災会議、これは水防団体も含めた会議でございますけども、これは年に一回開くようにしております。ただし、災害等あった場合につきましては、平成18年におきましては緊急防災会議というようなことで、緊急に集めて災害対応、そういったものについて協議する場合もございませう。年に何回というふうには決めてはおりません。

○委員（久保史郎君）

ということは、市長の諮問に関わらず年に1回は開催するということですよ。今回変わったのは、市長の諮問に応じて。その他の事項のことも今言われたんですかね。例えば、災害があったときなんかは、その市長の諮問に応じてすると。その他は、年に1回は確実にやるという確認でよろしいですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

今、議員の言われたとおり、年に1回は必ず実施するというところでございます。

○委員（久保史郎君）

もう1点、3条の8のところ、「委員には指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命するもの」ということでなっているわけですが、これは霧島市の場合は旧1市6町あるわけですね。ですから、それぞれの地域から、その委員が任命されているのかどうかを確認したいと思います。

○安心安全課長（酒元 博君）

各地域からということではございません。現在、委員が41名おるわけですが、それぞれの合併前の地区から選出されているということではございません。

○防災G長（石神 修君）

自治組織からの委員の選任、任命につきましては、市長のほうから自治公民館連絡協議会のほうに推薦依頼をいたしまして、1名推薦をいただいて任命しているところでございます。

○委員（久保史郎君）

任期は2年ですよ。一応これを書いてありますから。2年する中で、今41名もの委員の方任命されていらっしゃると思うんですけども、旧市町村を含めて、それぞれ防災に関する問題点はあると思うんですよ。旧町ですから、大きいですから。その中から、やはり代表的なものがこの委員の中に選ばれないということをどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○危機管理監（宇都克枝君）

地域の防災の問題と、それをいかに把握するかということではございますけど、この地域の防災につきましては、それぞれ総合支所長もこの委員の中にすべて入っております。地域の代表ではありませんけども、その地域の防災に精通しておるということで、そこから意見を聴取して防災会議を開いているところでございます。また、防災会議の中では危険箇所点検ということで、現在問題になっているような場所を点検した結果も含めて委員の皆さまに承知していただくということで、そういった報告も合わせて行っているところでございます。

○委員（久保史郎君）

もう1点だけちょっと確認させていただきたいと思いますが、例えば霧島市の中にも、いろんな各委員会というのがあられるわけですよ。ですから、この41名の委員の中で、各種他の委員との兼任をしていらっしゃるような方はどの程度いらっしゃるのか。2つも3つも一人の人が委員を受けていらっしゃるような方、いらっしゃるんですか。いかがですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

41名の中で重複というご質問だったんですけども、どれとどれを兼ねているよということでは今、資料も持ち合わせていないわけではございますけども、3条の5項の中に8号ございまして、指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命するとか、県の知事部局の職員だとか、鹿児島県警察ということで霧島警察、横川警察、そういったところから、8つのところから推薦があったものということで、あと消防団長とか、自衛官とかそういったものが入っておりますので、重複ということでは、そういった懸念はないのかなと思っているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

先ほどお久保委員が発言された内容は4項のところといたらいいかですかね。市長がその部内の職員のうちから指名するものということで、ここで支所の所長の方々が入っておられるという理解でよろしいですね。

○安心安全課長（酒元 博君）

そのとおりでございます。市長がその部内の職員のうちから指名するものということで、総合支所長等が入っているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

あと9項が加えられることによって、41名から何名増える予定というのが何かありますでしょうか。

○安心安全課長（酒元 博君）

先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、すでに自主防災組織を構成するものということで、これについては、すでに霧島市の防災会議の中には委員ということで入っております。また、学識経験のある者ということでも入っているようでございますけれども、今後そこら辺りについてはもうちょっと増やすかどうか検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○防災G長（石神 修君）

先ほど植山委員からご質問のありました自主防災組織の数でございますが、現在、市内では173組織でございます。

○委員（植山利博君）

先ほどの僕の理解とちょっと違うんですけれども、今の数からいえば、すべての自治会ということではないんですよ。例えば、隼人でいえば真孝公民館があって、真孝12班があってという話になるわけなんですけれども、百いくつくらいであれば、いわゆる公民館の単位の、2階層になっていきますよね、自治会は。だから、その上の階層の自治会に一つずつあるという理解でよろしいですよ。

○防災G長（石神 修君）

今おっしゃいましたように、自治公民館単位で作られているところもあれば、自治会単位作られるところもあります。そしてまた、婦人防火クラブ単位で作られるところもありまして、組織の構成につきましては、それぞれ任意の組織でございますので、こちらで統一してこうしてくださいということは申し上げておりません。

○委員（久保史郎君）

先ほどの答弁の中で、地域ごとの選任ということでお話をしたんですけれども、総合支所長が大体代表として選ばれてということでもございましたけれども、若干検討していただきたいのは、総合支所長も別のところの地域の人が行っておられたえら、その地域は全然分からない方もいらっしゃるわけですよ。だから、そこら辺は若干検討して、その委員の中に入れておいていただかないと、たとえ総合支所長でなくても、課長のほうがその地域の人で、地域内のことがよく分かっているという方なんかがいられる例もあるんじゃないかと思っておりますので、職員の皆様方は異動で就かれるわけですので、やはりそこら辺はちょっと配慮した、委員の選任に当たっては気をつけておいていただきたいということだけ、1点だけ要望しておきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第77号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 11:38〕

〔再開 11:39〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第77号についての自由討議に入ります。委員の皆様方のご意見のある方はここで発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第77号についての自由討議終わります。これでしばらく休憩します。

〔休憩 11:40〕

〔再開 11:44〕

△ 議案第78号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 78 号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

今回の議案につきまして、総務課長のほうに説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（塩川 剛君）

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告に基づき、55 歳を超える職員の昇給につきまして、現行の原則 2 号昇給を見直し、原則として昇給を停止することといたしたく、本条例の所要の改正をお願いするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

本会議の中でも若干、質疑でやり取りがあったわけですが、確認をさせていただきたいと思いますが、欠員が生じた場合の昇格はあり得ても、昇給はないという理解でよろしいですか。

○総務課長（塩川 剛君）

植山委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（植山利博君）

そこで、少し本会議の中の数字を確認させていただきますが、55 歳以上が 128 人いて、その中で影響を受ける人が 47 人だと理解したわけですが、影響額について一人平均 1,540 円ということなんですが、これは一番を大きく影響を受ける方でどれぐらい、一番少ない方でどれぐらいという理解でいいですか。

○総務課長（塩川 剛君）

行政職俸給表（二）の、行二の方で、月額 2,562 円です。

○委員（植山利博君）

後ほどでいいですから、今、月額平均で 1,540 円、最高影響を受ける人が 2,562 円ということで、最低は後でお示してください。それと併せて、年額で平均 2 万 4,500 円ということですね、ボーナスを含んで。これの最高影響等と最低影響額も併せてお示しさせていただきたいと思います。後ほどでもいいですよ。

○委員長（常盤信一君）

はい、では後ほどお願いします。ほかにありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今 55 歳を超えた人の、要するに昇給を止めるという内容のものですけれど、今、部長、55 歳以上の人は、仕事としては全部同レベルでできると理解をされていますか。

○総務部長（山口 剛君）

今、人事評価制度というのを入れつつあります。その中で、評価をいろいろしております。その中では、やはりいろんなレベルの方がおられます。人事評価制度そのものはそれを築いていただいて、そこを補うためにやっているということでございますので、段階がいろいろあると考えております。

○委員（下深迫孝二君）

行革をやっているわけですから、人事院がするからということだけじゃなくて、霧島市でもやはり能率給みたいなものも取り入れてきちっとしていかないと、定年まで黙っていても高い給料を貰えるという時代じゃないということは認識していただきたいということを要望しておきます。

○総務部長（山口 剛君）

今、人事評価制度は能力評価と、それから業績評価と行っております。能力評価そのものは職員の質向上、レベルアップを図ってやっているんですけれども、業績評価のほうはそれを実施した場合には給与に反映させるということになっているんですけど、現段階ではまだ能力評価のみで行っております。業績評価がいつから入るかというのは、未定のところでございます。

○委員（植山利博君）

先ほどの説明の中では、「原則として」という表現をされているわけですが、例外もあると

いう理解でよろしいですか。もしそうであれば、どのような場合が想定されるのか。

○人事研修G長（橋口洋平君）

原則と申しますのは、今通常、55歳未満で良好という評価であれば4号上がります。55歳以上が今その良好であると、今現在は2号上がるということです。その2号を今度の1月からもうゼロ号ということです。その上の段階で、8号昇給というのが一応できるようになっているんですけども、特に良好と、極めて優れているというのは8号できます、55歳未満だったら。それで、今55歳以上がそれが4号できることになっています。それを55歳以上であっても、特に良好であったら2号引き上げられるというのは例外的に設けられているんですけども、そこをまだ霧島市として運営をしたことないんですけども、その2号昇給は、取りあえずは残るということでございます。

○委員（植山利博君）

4号上がるのが例外的なのがあるという趣旨ですけれども、条例にはその口実の説明の中では「原則として」という表現になっていますけれども、条例の中ではそういうような言い回しにはならないわけですよ。だから、条例を読めば原則ではないわけですよ。もうこれしかない。説明の中では原則という形で説明されているわけです。これの読み合わせてというのはどう理解すればいいんですか。

○人事研修G長（橋口洋平君）

新旧対照表をお持ちでありましたら、そこに改正に関する条例の第5条の4号というのがあるんですけども、その部分で改正前が「55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については同項中『4号級』とあるのは『2号級』とする」としてあったものを、改定で「同項中『4号級』とあるのは『0号級』とする」ということで、段階の中でその4号というのをゼロにしますよということです。

○委員（植山利博君）

であれば、その8号級ですか。今その例外的なことでおっしゃったのは。条例には記載はないという理解でいいんですか。その運用はしたことはないけれどもという例外規定みたいなのをおっしゃいましたけれども、そのところとの関係はどうなるんですか。

○人事研修G長（橋口洋平君）

規則のほうで、それはうたってあります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第78号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 11:54〕

〔再開 11:55〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に案第78号についての自由討議に入ります。皆様方で御意見のある方はここで発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第78号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩をします。

〔休憩 11:55〕

〔再開 12:57〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議をいきます。塩川課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務課長（塩川 剛君）

午前中、植山委員から質問がございました最高額と最低額の数字ですが、午前中 9,300 円と申し上げていましたが、あれは 3 か月分の話でございましたので、最初から月額と年間総額を申し上げたいと思います。一番高い方で月額の差額が 3,100 円でございます。年額にいたしまして 5 万 670 円。一番低い方でございますが、月額の差額が 443 円。年額にいたしまして 7,328 円でございます。

○委員長（常盤信一君）

特にこれの質疑はいいですね。暫時休憩をします。

[休憩 12 : 58]

[再開 13 : 01]

△ 陳情第 16 号 「霧島市国保税引下げの継続・充実を求める」陳情書

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第 16 号、「霧島市国保税引下げの継続・充実を求める」陳情書について、審査をいたします。この陳情内容につきましては、陳情者に説明を求めますが、陳情者の方々をお願いします。簡潔に説明をしていただいて、詳細な説明につきましては、この後の質疑で具体的にご説明をいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。それでは、説明を求めます。

○霧島市社会保障推進協議会会長（原口兼明君）

2009 年 4 月に霧島市の国保税の引き下げを時限立法という形で、お受けいただいて、現在に至っているんですが、来年の 3 月で、その時限立法が切れるものですから、今のこの厳しい経済状況の中にあってですね、さらに継続をしていただきたいと。それと、もうちょっと内容的に充実されればということで、陳情書を提出いたしました。以上です。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

今回の陳情の趣旨は、2 点あるということであります。1 点目が国保税の引き下げを継続してほしいと。来年 3 月ですね、24 年度で一応期限を迎える措置を、さらに継続していただきたいという趣旨と、2 点目に引き下げ幅をさらに拡充してほしいという、この 2 点になるわけですが、今の流れの中で執行部としても、この現状の、一般財源から投入して、所得割を引き下げるという方向を視野に入れているような状況なわけですが、この陳情をそのまま当委員会で採択をするという場合に、さらなる拡充ということが非常に問題になるのかなという気がいたしております。そこでお尋ねですが、この両方とも大きな 2 点なんですけれども、採択してほしいということだろうと思いますけれどもね、そここのところのニュアンスといいますか、少しどのように受け止めておられるのか、思いのほどを披瀝をさせていただければというふうに思います。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

今日は、委員会に参加させていただきまして、有り難うございました。まず、植山委員からのご質問にお答えしたいというふうに思います。まず、今回の陳情書の目的のことについて、最初にちょっと触れたいと思いますけれど、これは大きく言ったら、私は三つあるというふうに思っています。一つは霧島市民の命を守るための、そういう医療を守るという、そういう意味での、つまり国保税を非常に払わないことによって、たくさんの方が資格証明書だとか、そういう短期証になっていらっしゃる、その中の人たちが受診されずに病気になって、重篤な状況になって来られる方が大変多いと。現時点で 16% ぐらいでしたか、滞納者がおられます。そういったことを、やはり防ぐということが 1 点目たというふうに思っています。2 点目が、やはり暮らしを守ると。何か非常に国民健康保険料で、平均所得が 200 万円ちょっとの方が 40 万円以上の負担があるという状況が、この間続いておりました。2 割方が、そういうふうには持っていかれるということが、どれほど大変

なのかということ、論をまたないと。そういう点が2点目です。3点目に、逆説的に聞こえるかもしれませんが、霧島市の国保財政そのものを健全化することを目的にしています。つまり、そういう国民健康保険そのものが、皆で支える。皆でお互いに支える共助の精神のもとにつくられているというのは言うまでもありません。そういったところで言えば、余りにも払えなくて滞納者が多いという、そのものが、やはりモラルハザードを産みますし、そして財政そのものを破綻させるということです。1点目についてはもう、この間いろんな点で、各委員の先生方も、いろんな現場で、地元で聞かれて、たくさん聞かれていると思いますし、実際私たちの病院でも、たくさんの方が無保険だとか、あるいは資格証明書のために受診されないということで重篤して運び込まれるんですね。ですから。そういった点では、言うまでもない点ですし、2番目についても言うまでもありません。3番目に財政の健全化、国民健康保険そのものを維持するために必要だというのは、実際、2年前の引き下げによって、滞納率が下がりました。これは現実的なわずか4万円程度の引き下げですけれど、それでも下がったということは事実です。市当局は、コンビニでの納入が可能になったせいだっというふうにおっしゃっていますが、決してそういったことではありません。やはり霧島市民は都会部の人と違って、道義高揚が進んでいて、非常にこう払えるものがあったら払いたいという方が多いと思うんですね。実際払えないという方が多かったのが、引き下げによって、払ってくれる人が増えたというふうに言ってもいいと思います。私たちは植山委員の質問で、その2点あるうちの延長と、そして引き下げのどちらが重点かというのを、おそらくそういう質問だったと思いますけど、両方です。その点で言えば、さらに引き下げれば滞納率も下がると思いますし、何よりも病気にかかったり、生活の困窮者が減ることは確実です。実際、私たちの病院でも、先だっても糖尿病の方が、都会部で働いていらっやっして、無保険のままですね、働いて社会保険から国民健康保険に失業してこられたら、余りにも高いので払えないという人が、糖尿病で放置されていました。その方が非常に重篤な感染症になられて、肺炎を起こして入院しました。糖尿病の治療というのは決して高いものじゃありません。それが入院して重症肺炎になると、あっという間に100万円を超えてしまいます。そういった点で言っても、この際、2年前の引き下げの一般会計の歳入から出た実績を、さらに拡大するために、更なる引き下げを当委員会でも、私たちの陳情決議をお願いできればというふうに思います。以上です。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○霧島市社会保障推進協議会幹事（八ヶ代旦君）

どうもご苦労さます。こういう機会でも何回か述べさせていただきましたけど、本当に実感として、霧島市の国保税負担はほんと高いですよ。僕も名古屋から来て、これも何回か言ったんですけど、それを比較しても倍近い国保料を霧島市民は払っているのが実感ですね。国保の資料を見ますと、21年度が1億8,549万円の差し引きのプラスとかね、それから22年度が2億248万円と、国保会計は確かに厳しいんですけども、そういった意味じゃこういう差し引き2億248万円という、こういう実態があるわけですけども。今のこの経済不況の中で、所得の17%の国保というのは、本当に経済的に一番弱い人が、一番税金を払っているというのが実感ですよ。僕らでも四十何万払っていますけども、本当に、これじゃあ実際こう物を買う力がどんどん弱くなっていくとかね、そういった実態があると思うんですよ。それから、基本的にやっぱり。国がそういう、前50%国庫負担があったのだけど、それが25%になってね、そういった状況で今、こういう現象が起きていると思うんですけども、そういった点で自治体も悲鳴を上げているし、市民悲鳴を上げているというか、2期・3期分ためちゃうと、もう4万ずつ払って、4万ちょっと払っているから、もう12万ですよ。それっで、国保の人ってボーナスがないわけですよ。ボーナスがないもんですから、12万いっぺんに払うのは、これはとてもじゃないけど限界があると。そういった意味で、本当にこの支払い能力の限界を超えているというか、それが本当に実感だと思います。皆さんも商店街見ても分かるとおおり、ほとんどシャッター通りになっててね、そういう人たちが大体国保に入っているわけですよ。そういったことを考えますと、僕はほんとに、一般財源を少し繰り入れて、少し引き下げになったんですけども、一般財源といっても、これも市民の税金ですからね。それをこの、税金をいかに有効に使っていくかというね、そういう観点に立っていただいて、本当にこれは、僕らもそ

うですけど、吉見先生言われましたけれども、自治体の一番大事な仕事は市民の命を守ること、健康を守ることだと思うんですけど、やっぱりそれがあってこそ、働くこともできるわけですからね。そして収入も増えてくると。そういういい方向に循環させていくといつかね、そういった意味で国保の問題を、やはり建設的に議員の皆さんも私たちも一緒になって考えていく必要があるのかなというふうに思っております。それからもう一つですね、今の不況というのは非常に、なかなか先が見えないと。ますます、回りを回っても本当に過疎化しちゃって、空き家がすごくふえていますよね、山間部なんかね。本当にどうやって生活されているんだろうなというのを感じるんですけども。そういった点からも、そこでやっぱりみんなで知恵を出し合って、市民の命を守っていくというね、そういう立場にぜひたってほしいと思います。それからもう一つですね、長野県というのは、非常に医療の先進県で、僕らも名古屋にいましたので、長野県のそういった取り組みというのは非常に勉強してきたんですけども、あそこなんかね、ここは17%くらい払ってるんですけども、いろんな税金の中で、ほとんど固定資産税でも所得税も住民税も大体4%そこらですよ。17%というのはあまりにも高すぎるっていかね、重税というか、一番弱い立場の人に一番重たい税金を課していると。そういった点で、長野県あたりを見てみますと、資格証明書をほとんど発行されていない自治体がたくさんあります。それから、大体10%そこそこですよ。だから、そういった点も、もうちょっとお互いに学び合いながら、もう一つですね、自治体の首長さんも議員さんも、もう本当に悲鳴上げて、国会議員に何べんも働きかけながら、国庫負担を増やしてほしいという、そういった運動もされているんですけども、やっぱりそういった立場が、本当に今、必要になってきているんじゃないかと。今の経済状況を見てね。本当に孤独死されそうな人たちが結構みえるんです。僕も今、生活相談を受けてんですけども、それでも病院になかなか行かないです。お金がないというんですよ。結局、窓口に行くと、3割負担でしょ。資格証明書なんか、国保税払えない人が、病院に行って10割払えるわけじゃないですよ。だから、弱い人がどんどん切り捨てられるようなね、そういった社会の構造になっていますので、この辺はやっぱり議員さんの方たちが、そういった点でね、本当に霧島市民の命や健康を守ると。さすが霧島市の行政はすばらしいというね、そういった方向でぜひこの問題を取り上げていただけたらいいかなと思っております。私たちもいろんな形で、建設的な意見を出し合っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○霧島市社会保障推進協議会幹事（続 博治君）

今回の陳情の関係なんですけれども、制度的に行政の中で軽減できる部分は何なのかということも十分検討していただきたいというのが一つあります。いろんな、負担の割合を軽減する制度があると思うんですよ、国民健康保険法第44条の問題であったりとか。それを住民の方に知らせていく、そのことによって負担の割合が軽減することができる。なかなかですね、敷居が高くて、申請するにも申請できないっていう仕組みになっていますよね。そのためにも、一番やっぱり分かりやすいのは、窓口での負担ができるだけ軽くなるということと、もう一つは、やっぱり払える保険料にするということですよ。確かに、義務としての負担というものもあるかもしれないけども、社会保障としての国保ですから、社会保障として払える保険料をどれくらいにするのか。払えなかったときにはどうするのかというところの仕組みづくりが必要になってきているかなと思います。それがやれることが、ここまでやれる、けれどもこれ以上はやれないというところで、ぜひ制度的なものを考えていただくと。私たちが今度、陳情で出したのは、国保税の引き下げを、条例の中で、3年の時限立法でした。それを延長してもらおうというのが、やっぱり大きな課題としてあります。それと同時に、その中で、引き上げの幅を広げるために、どうあるべきかを考えたときに、一つはですね、税を負担するときに、集合税ではなくて分納になってますよね。ですから、やっぱり半年とか3か月とか2か月になるときに、重なるときがありますよね。幾つか税が。そうすると、私たちが相談を受けるときに、所得税・住民税それから国保税を入れると、7・8万とかね10万近くなるわけですよ。そうすると、どうしても生活費を差し引くと、なかなか厳しい状況になっているというのが現実問題としてあります。それが結局、滞納につながっていくというところもありますよね。ですから、払いやすい税の収納の在り方はどうなのかというのを考えていただくと、払う

側も意識的に払えないのではなくて、払えない状況にあるからやむなく払えないでいるという方も結構いらっしゃると思うんですね。ですから、その辺を考えていただいて、まず私たちは国保税の問題を、一番大きい問題ですからね、ぜひそういう趣旨を理解していただいて、一つは条例の延長することと、どうしたら引き上げの幅をもう少し広げることができるかということとをぜひ検討していただきたいし、私たちも何ができるのかということのをですね、先ほどありましたように検討しながら、そういうものを一緒につくっていったらいいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○霧島市社会保障推進協議会会長（原口兼明君）

先ほど説明しましたが、中国の六朝時代の故事に、「小品方（ショウヒンポウ）」という本の中で、「小医は病を治す」と。「中医は人を治す」と。「大医は国を治す」という、そういう言葉があるんですよ。我々医師はですね、小医ですね、病気に困っている人があれば薬をあげたり、診察して治すわけです。皆さん議員の方々というのは、中医以上ですよ。だから、ぜひそういう気持ちで、霧島市の国保税の在り方について、踏み込んで拡充する方向に持って行っていただけたらなというふうに思います。

○委員（仮屋国治君）

前回の国保税の引き下げの際は、それまでに各自治体がありましたので、その当時に比べて非常に高くなったという実感があったわけですね。私、国分の在住ですので、旧国分市並みの保険料までは下げるべきだという主張をしたという記憶はしておりますけれども、それが3年経ちまして、実際のところ慣れてしまったというのが現実なんですよ。高いと思っていながらも、行政の財政のことを考えていきますと。基金ももう底を突きかけてきておるわけですが、そういう中であって、引き上げの幅が拡充されたりすれば、市民の皆さんは喜ばれることは間違いないことなんですけれども、それはどこまでも天井知らずで、できることでもありませんけれども、先ほど八ヶ代さんでしたかね、10%ほどで、一般財源を投入してでもというような指標というか、そういうものを示されましたけれども、協議会の皆様とすれば、その10%程度というのを望んでおられるのか、財源の裏づけといいますか、その辺についての御提案はないものなのか。その辺がございましたら、お知らせいただけませんか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

具体的な提案は、私どもは持っておりません。それは、あくまでも議会での活発な論議の中で決めていただきたいというふうには思っておりますが、私たちの陳情団体の中で話したわけではないのですが、やはり、せめて県平均並みくらいの財政投入はしていただけないかなというふうに思っております。前回の投入額、私たちは鹿屋市や薩摩川内市に、同一規模の程度のところでしてみましたが、現時点では、あの時点でも随分変わりましたので、それが具体的にどのくらいかということとはわかりませんが、やはり霧島市が県内でも高い部類に入っております。やはり平均的なところくらいは当然あってしかるべきではないかなと思っております。財政の具体的な数値等については、事務局等でご相談いただいて。ほかの自治体でも、多くの自治体が一般会計の投入を行っています。やはり、そういう意味では更なる投入については、委員会やあるいは議会での十分な討議をお願いしたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

確かに当時、旧国分市と薩摩川内、鹿屋というところの保険料が同一程度だったんですよ。ただこの3年間、薩摩川内も鹿屋も若干の値上げをしてきているのかなというふうには把握はしておりますけれども、今、先生おっしゃったように、類似団体程度の保険料までは引き下げてほしいというふうに理解してよろしいですね。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

私の個人的な意見としてはそうだと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにはいませんか。

○霧島市社会保障推進協議会事務局（伊藤レイ子君）

今、仕事がないとか派遣切りだとかいろいろありまして、若い人の中には生命保険もない、保険

証もない、貯金もないという人たちが、かなり増えていますよね。それで、さっき長野の例がありましたけど、ほかの自治体でできることが、なぜ霧島市ではできないんだろうかっていうのを、ちょっと何か私たちも勉強しなきゃいけないんですけど、議員の皆さんもぜひ。例えば、霧島市は年寄りがすごく多くて、病気にかかる人が多いけど、長野は健康な人ばかりだとか、お金の使い道だと思うのです。例えば、私は今、県いきいき健康づくりとかいうものを各公民館に、私が思うには押しつけられていると思うんですけど、予算が下りてきて、やっていることは予算消化かなという、そういう感じがしないでもないですよ。小さな公民館は、役員もすごく少なく、人も少ないのに、それでも同じ予算が下りてきて、5年間これで頑張ってくださいというふうに言われると、何かちょっと迷惑かなという、いきいき健康づくりよりも迷惑かなという感じで、何かそういうところにお金が使われている。小さな金額だと言えば小さな金額なんでしょうけれど、そういうところで、それが健康づくりになっているかどうかとも怪しいものですから、ほかの公民館の事は私は分からないんですけど、だからそういうお金の使い道もやっぱり、考えていく必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○霧島市社会保障推進協議会幹事（八ヶ代旦君）

この霧島市の一般会計ですけども、ちょっとさかのぼってきますと、20年度が26億2,630万円。平成21年度が18億8,211万円。平成22年度が21億17万円ですか。これくらいプラスになっているんですよ。だから、こういうことを見ますと、もっと一般会計からも、市民の命を守っていくとかね、若者の雇用という点からも本当に若者が、先ほど言われましたような、そういった深刻な状況にあるわけですから、もっと霧島市民の若者が、夢も希望も持てるようなね、そういった形でお金を使っていくことも非常にこう、将来の霧島市のね、発展というか、やっぱり若者が支えいくような、そういうことも税金の使い方として考えていってほしいなというふうに思います。

○委員（植山利博君）

国保の運営の在り方についてですけども、確かに今、雇用が難しい状況の中で、失業をされた場合に、国保税の場合は前年度の所得に対して課税がありますので、当然、離職をされて1年目というのは非常に問題がある年になるわけですけども、次年度からは、例えば所得が途切れた場合には、また職を離れたときの所得に対して課税をされるわけですから、2年目からは法定内の減免の、7割・5割・2割の減免を受けるということで、1年というタイムラグがあっても、所得に対する課税ですので、その所得に応じた減免がなされているということは御存じだろうというふうに思うわけですけども、このことと、それと先ほどから、論じられておりますけれども、3年間、一般財源から投入してきたわけですけども、一般財源というのは広く納税者から集めた財源でありまして、国保税の運営の在り方は、釈迦に説法だと思いますけれど、国が負担する分、それから保険料として負担をする分、それから窓口で負担をする分というような形で、当然、国保以外の医療保険もあるわけでございまして、その方々もそれぞれ個人の負担分、それぞれの組織の負担分、国の負担分というのがあって、一般財源から投入するということは、その方々にとってみれば、まあ言えば二重負担を強いられる方々もいらっしゃるというような状況も踏まえながら、我々もこの制度、一般財源からどう、どれぐらいの限度額で投入することが妥当なのかという議論を、ずっとさせていただいてきているわけでありまして、市民の暮らしと命を守るという皆様がおっしゃる意味は十分に理解するわけですが、国保制度そのものの在り方の制度設計について、やはり国の責任もあることでありまして、霧島市ができること、それから国がやらなければならないこと、様々なこの制度の中には、役割分担があるかと思えます。そういう中で、一般財源から投入するのは、どの程度までが許されるかということは、非常に大きな問題だろうと思うんですけども、その辺の見解については、どのような思いをお持ちですか。

○霧島市社会保障推進協議会（続 博治君）

植山委員のおっしゃることは分かりますけれども、ただ、国保税を考えたときに、これは社会保障として、憲法25条の中でね、位置付けられていますよね。そのときに、どの程度自治体が責任を負って、それに対して負担するかというのは、確かにそれぞれの自治体の財政力とかにもよるか

も知れませんが、ただ、そこに住んでいる人たちの命を守るときに、行政の役割としてどこに趣きを置くかによって、その負担の割合というのは出てくると思うんですね。ですから今、前回の条例の中で軽減措置というのは、所得割が 0.6%軽減されてますよね。それと、均等割が 3,700 円と平等割が 3,300 円かな、ということで、年間にすると 2 万 6,000 円ぐらいの軽減額になってますよね。これが高いか安いかわかるのは、それぞれによって受け取り方が違うかと思いますが、私は霧島市の財政力それから行政の範囲から見たときに、もっともっと軽減してもいいだけの財政的な力量は、私は持っていると思います。先ほどあったように、お金をどういう使い方に生かしていくのかと、どういうまちづくりをしていこうとしているのかによって、お金の使い方というのは決まってくると思います。今、霧島市の中で、今何が必要かということ、安心して暮らしていける、働いていける環境を作るためにどうしたらいいか。それにために、一つはやっぱり健康の問題があるわけですよね。そのときに国保税というのが一番大きな役割を果たしていると思います。ですから、そこにどれだけの財源をかけていくことができるか。それは財源をかけたことによって、実際、徴収率がかかなり上がってますよね。軽減したことによって、これがさらに負担割合を低くすることによって、たぶん収納率はもっと上がっていくと思うんですね。そのことによって、一般財源からの投入というものも、そんなにしなくてもいいという状況が出てくると思うんですね。だから、全体的に見たときに、どういうふうに税をかけていくのかに関わってくると思いますから、全体の財政力を見ながら、負担していくときに 4 億とか 5 億とかいうのはね、決して霧島市の財政力からいって、大きな額ではない。もっと負担してもいいくらいの力量を持っている県内の自治体の中では、それだけの財政力を持っている自治体だと私は思いますので。その辺は皆さん議員さんのほうが、かなり詳しいと思いますから、その中で判断していただければいいのではないのでしょうか。

○霧島市社会保障推進協議会（吉見謙一君）

植山委員のご質問に、私たちは答えることは難しいと思いますけれど、本来あるべきなのは、続幹事が申しましたように、自治体としてとか、あるいは議会としての判断だというふうに思います。植山委員のご質問のあった中で、国保税の納入者が、実際市民の中の一部だということで、それを全体として負担することの是非について触れられたと思いますので、その点について少し触れたいと思いますが、やはり国民健康保険料というのは、そういう基本的な、一番基本となる健康保険としては基礎となる部分です。私の娘も東京都で働いていて、今度北海道で営農で、向こうに嫁に、農家に嫁ぐことになったのですけれども、そういうふうに仕事をやめたら、当然、国民健康保険に加入するんですけど、3 倍くらいにあがったのでびっくりしておりました。私の父親も国民健康保険でしたし。実は、本人が国民健康保険に入っていないくても、何らかの形で、自分の家族だとか親だとか、そういったところでは、国民健康保険でつながっている部分があるという点では、単に国保加入者だけの問題ではありません。そして失業することもあったときに、安心してセーフティネットとしてあると。そういったのが国民健康保険の在り方であり、決して国民健康保険の一般会計歳入が、市民の一部の人に対しての特別な措置ではないということは、もちろん御理解いただけるのではないかと考えています。それともう一つ、霧島市が非常に推進しております、霧島市が魅力があって、たくさんの方が集まるまちにしたいという市としての方針が、当然あると思います。実際、今から団塊世代の人たちが都会にいて、働いて戻ってくる人たちがいらっしやるんじゃないかと思っています。もっともっとたくさんの方が、経験も積むし、いろんな財力を持った人たちに帰ってきてもらいたいという思いが、私たちの霧島市も当然持っていると思います。ただ霧島市に転居してきた方の意見は、先の八ヶ代幹事の意見でもあったように、大変びっくりする。あともう一つあるのは、若い方に戻ってくると、子供の医療費の窓口負担があるのはびっくりするとか、あるいは水道料がとても高いとか、やっぱり霧島市にどんどんいろんな人たちが集まってもらうには、やはりかなりハードルというか敷居の部分があるんですね。ここにずっといると、先ほど仮屋委員が言われたみたいに、だんだん慣れっこになっていて、気づかないのですけれども、外から比較すると、明らかにそういう負担部分が多いというのは事実です。その点も、霧島市が活力があって、活力あるのは単に若い人が集まるだけではありません。本当にいろんな団塊世代の人たち、まだまだ力があります。そういう人たちが戻ってこよう、働こうと、そしてここで生きていこうとすることを、そちらで、若い人も失業していても、ここでまたいろんな、本当に能力のある人が勝手に首を

切られる時代ですので、そういった人たちがここで再生して、ふるさとを守り立てていこうという人を集めるためにも、ぜひ、皆が払える国保という、そういう視点で、この委員会で論議をお願いしたいと思います。

○霧島市社会保障推進協議会理事（藤井宏一君）

植山委員のほうからいろいろありました。その制度については、我々も十分理解しているつもりです。それと、溝辺にいたのですが、溝辺・牧園・横川、こう周りの市町村、人口の減少、こういったものがどんどん進んでいる。これはなぜかという、やはり国保にしろ、保育料にしろ、いろんな面で過疎対策として一般財源から投入して、若い人たちにここに住んでもらうんだというような政策をとってきました。そういったものが、今回、17年11月に合併して、統一されたわけですね。そうすると、どういう現象が起こるかという、税金やいろんな面が一緒になってくると、若者が便利のいいところに行ってしまう。残されたのは年寄りだけだという状況がございます。これは余りで今、統計を見ても霧島市の統計表を見ても、やはり人口が相当周りは減っています。各町の代表者がいらっしゃるわけですが、牧園なんかは21年までに647人減っていると。溝辺より当時は人口は多かったのですが、減っている。溝辺の場合は空港があり、麓地区が都市計画の事業をやっていますから、そこだけが増えた。しかし、こうして実際、分譲をしてみると、来た人たちが何ていうかという、私は公民館長やら自治会長やら二十何年させてもらってるんですが、来ないでよかったです。まず、合併してから商店がなくなりました。そうすると、今度は交通の便が悪い。そういったものをカバーするために、一般財源からいろんな面で優遇措置をしていたわけですね。これは一つの過疎対策として、議員の皆さんが一番知っていらっしゃいます。その町に住んでもらうために、こういう制度をとってきたわけです。ところが、先ほど仮屋委員のほうからもあったように、皆さんが慣れてしまおうと。しかし、現実的に、昨年、大災害が起き、復興増税というのが今度、10月から取られるようになった。そうすると、高齢化率はどんどんどんどん今霧島市で23%近くまでなっている。こういった中で、その人たちは国民年金ですので、当然収入は限られたものでございます。そうすると、国のほうは消費税を上げるというような法案も通っています。そういった中で、今の霧島市の、先ほど八ヶ代幹事のほうからあったように経常収支表を見てみると、5年間で約47億というような実質収支は出ております。そういったものを、当然みんなの納めた税金です。それを有効に使うためには、やっぱり市民に、魅力あるまち、これをするにはやはりそういったものを使って、若者に住んでもらう。ここに住んでよかったなというような政策が必要だろうと。それは、やはりトップのお考え、それから議員の、そういう人たちの考えだろうと思います。私も帰ってくるまでは五つの町で生活しました。ほんとに、先ほど言われたように、各町がなぜ一般財源を入れてやっているのかと。自分の町に住んでもらうために、そういう引き下げをしているわけです。ですから、それはお互いやはり、みんながそういう一緒に笑えるような社会ができてくると、税金であっても払う人も多くなるし、やっぱりそこも考えるのが政治じゃないかなと思います。今、国政選挙があって、いろんな立派なことを言われてるんですが、現実的には今、日本の国民の置かれている立場というのは、どんどんどんどん税金が増える。霧島市も合併してから、市民税を見てもらうと分かるのですが、決算の状況を見ると、約10億増えています。この経済的に景気の悪い中で、私は毎年の決算書を見てびっくりしたのですが、10億ぐらい増えている。これは何かと言うと、こういう景気の中でも、みんな一生懸命払っているわけです。そういった中に、国保税については弱者と言われる高齢者にしても、こういう人たちが払っているわけですので、理事の方からいろいろ出ているように、やはりそれが重なってくるといっぺんに払えない。植山委員も議員を辞められるとすぐ、また、年金生活をみんな経験されると思います。実質的に、前年度の所得できますので、辞めたら60万近くくるわけですよ。一けた違うんじゃないかという感じがします。そういったものを、次の、確かに所得に応じてですから下がってきますけど、20万・30万というのは、年金10万そこそこの人たち、それと国民年金の人たちは、7万円以下です。そういう人たちが払うわけですね。そこはやはり政治の力で、これだけの財源があるんであれば有効な、市民が喜ぶそういったものを作ってほしい。特にもうひとつのメリットは、霧島市は自殺者が多い。これは表に出ておりませんが、警察のあれでみると、10万人の人口の規模からいくと、霧島市は高いというのも現実的に出ています。これは先生が言われたように、結局、昔の人たちってというのは、

公に世話になりたくない。自分が我慢して医者に行かない。そういう人たちがいっぱいいます。そういうのを汲み取っていただいて、ぜひ継続と今後のそういったものを一般財源から入れて、軽減するというようなことも考えてもらいたいとお願いしておきます。

○委員（仮屋国治君）

前回の制度のやり取りをする中で、私どもは法定外で繰り入れろという話をしておりました。ところが、ふたを開けてみたら法定内で繰り入れているのですよ。やり方に関しては、皆さんがおっしゃるように、政治判断というもので、どうにでもなるんだらうと思っておりますけれども。そういう意味で、今の市長なり、執行部への要望をどのようになさっていて、どのような対応を受けておられるのか。それともう一点は、国が運営しての広域化を進めるといたしましたけれども、これに対して都道府県で前向きなのは2・3しかない。鹿児島県も、これにはなかなか前向きでないという状況でありますけれども、この辺への要望をどのようになさっていらっしゃるか、どのような対応を受けていらっしゃるか。見通し内のものもお持ちでしたらお知らせいただきませんか。

○霧島市社会保障推進協議会副会長（吉見謙一君）

1点目の執行部への要望ですけれども、この間、市長とは、いろんな懇談申し入れだとか、そういった中で、国保税の問題、それは今回の陳情が国民健康保険料に限っているんですけど、私たちのところでは、資格証明書やら、そういう減免措置に併せて、あるいは窓口も含めてお願いをしているのが状況です。しかし、何よりも重要なのは、やはり市議会がその点のやはり、私たちの市民の代表ですので、判断、さっきからやり取りの中であったように、政治判断、財源を使うものから、何が大事で、何に力を入れるべきかという判断は、議員の先生方のご判断が非常に重要だと思っております。その点で、今回の陳情は、執行部へお願いするのはしますが、何よりも議会の判断をお願いしたいというふうに思っています。2点目の広域化に関しては、この問題に関しては、私たちの社協でも論議はしておりません。そういった2年後には、鹿児島県全域で行われるということで、一般的な学習は行ってまして、鹿児島大学の先生にきていただいて、講演を聞いたりしていますが、見解としては、現時点では持っていません。個人的には、やはり国の今の、今度国政選挙がありますので、どう変わるか分かりませんが、国の政策から見ると、私個人としては反対です。やはり実際の状況とか、それぞれに応じてできるわけですので。ただもって違う形で、国民健康保険度の強化が必要だというのは、個人的には思っております。

○委員（植山利博君）

医療保険の将来的な在り方についてなんですけれども、一部、民主党辺りは、保険制の一元化ということのマニフェストに掲げて言っていたわけですが、私個人としては医療保険の一元化というのは、やはり必要だろうと私は思っているんですけれども、このことについては、医師会なり、医療現場の方々としてはどのような見解をお持ちですか。

○霧島市社会保障推進協議会会長（原口兼明君）

医師会等は、そんなには具体的には思っていないと思うんですけど。ただ、全体で見ると、やはり国の医療制度というのが、いろいろ職種によって分かれていたりとか、非常に不都合だというのは非常に皆、医療に関わるものは思っていると思います。ただ、具体的には政治的な判断ですから、あと財源とかありますよね。だから、その辺のところはなかなか難しいのですけれども、先ほど副会長も言いましたけど、最初は企業に勤めてると、そういう健保組合からですよ。それで、辞めて2年間はその帰属してやるわけですけど、2年して、何かそういう働き口がなければ、どうしても国保税に入っていくわけですから、何かそういう段階的になっているところが非常におかしくて、そこに皆さん矛盾を感じて、保険制度というものをよく考えてくるきっかけになっているんだと思うんですね。大局的に、長い目で年度計画なりをちゃんと立てて、ちゃんと一元化して、社会保障まで含めてやっていくべきだろうなというふうに、私は思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第16号についての陳情者への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

[休憩 13:49]

[再開 13:51]

△ 議案第 79 号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 79 号、霧島市条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

議案第 79 号、霧島市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回提案いたしております条例改正は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」により、寄附金控除対象の見直しが行われたこと、また、鹿児島県においても地方税法の規定に基づく寄附金を個人県民税の寄附金控除の対象とすることとしたことなどを考慮し、個人市民税の寄附金控除対象を拡大するため、市税条例の所要の改正をしようとするものでございます。内容につきましては、市県民税の税額計算における寄附金控除の適用を受けることのできる団体法人等として、独立行政法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人などを、新たに追加する見直しを行うものでございます。なお、今回の条例改正による寄附金控除については、平成 24 年 1 月 1 日以降に納税者が支出した寄附金から適用させることといたしております。以上が概要であります。詳細につきましては税務課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（満留 寛君）

[資料及び新旧対照表に基づき説明]

○委員（宮本明彦君）

今までも所得割の控除された方というのは、今までもおられたと思うんですけども、その辺の概要、今後の予測というのは、何かお分かりになるところがありますでしょうか。

○税務課長（満留 寛君）

先ほど冒頭で申し上げましたが、ふるさと納税それから共同募金会、日本赤十字支社に対するものについては、これまでも寄附金控除という形で、平成 22 年度から寄附金控除として制度があったものでございます。平成 22 年度が 36 人の方でございまして、寄附金額が 110 万 2,000 円。寄附金控除額が 15 万 3,000 円でございます。平成 23 年度が 33 人の方で、寄附金額が 210 万 2,000 円。寄附金控除額が 74 万 1,000 円でございます。それと、平成 24 年度につきましては、242 人の方で、寄附金額が 2,374 万 8,000 円。寄附金控除額が 172 万 9,000 円と、24 年度につきましては東日本大震災の関係で、大幅に伸びてきているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

今後の予測という面ではどうでしょうか。

○税務課長（満留 寛君）

今回の条例改正に伴います寄附金控除につきましては、先ほど申し上げましたように、平成 24 年 1 月 1 日以降に支出した寄附金から該当する形になりますが、これらの鹿児島県内で 808 団体ある、こういったところへの寄附金が、今後、どのような形で寄附金が伸びていくかどうか、その辺がはっきりと分からないところで、25 年度以降の寄附金控除額というのがいくらぐらいになるかというのは、現在のところ把握できていないところでございます。

○委員（植山利博君）

今回、新たに、その付け加えられる寄附の状況把握ができていないということだろうと思うんですけども、これまでも、例えば母校にとか、そういう形で寄附がなされ、現実的にはなされていたのかなという気もするわけですけども、これを申告をしなきゃいけないわけですよ。だから、そういう市民の方々に、納税者に対して、こういう形で、寄附に対する税の控除ができますよということを知らしめなければならないと思うんですけども、そういうことはどのように考えていらっしゃる

いますか。

○税務課長（満留 寛君）

市県民税の場合につきましては、県も同じような形で、9月定例会に議案が上程されまして、10月に条例公布されているところでございます。それで、今後、1月以降、1月に間に合うかどうかわかりませんが、2月の広報のお知らせ版なり、あるいはホームページでのお知らせをしていく形になろうかと思っております。また、申告の案内をする際にも、説明も加えられるかとは考えております。

○委員（植山利博君）

確認ですけれども、当然法人所得税についても、そのまま適用されるという理解でいいですか。

○税務課長（満留 寛君）

今回の条例改正につきましては、個人市県民税の寄附金控除の対象拡大ということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今の件で、これ上限と下限というのは決まっていないのか、無制限でいいのかということをお尋ねします。

○税務課主幹（松下明典君）

下限につきましては、寄附金の基礎控除額が2,000円と定められておりますので、下限につきましては2,000円になろうかと思っております。上限につきましては、控除額そのものが所得額の30%以内ということですので、所得の30%が上限になろうかと思っております。

○委員（脇元 敬君）

今回、この認定NPO法人が入っているわけですが、県内には二つのみというふうな表示がしてございます。また、この認定をされるにおいても厳しい条件が、今まではあったということで、これまでは国税庁長官の認定が必要だったというものが、権限移譲なのか都道府県知事の認定になったということで、これは今後増えていく。とりやすくなったというに思っております。

○税務課主幹（松下明典君）

今、御指摘のとおり、平成24年4月から、これまで国税長官が認定をいたしておりました制度でございます。それで、24年4月から鹿児島県がこれの認定をすることに変わっております。今後、県内のNPO法人も、それに向けての申請手続をされることだろうと思っておりますけれども、それに向けての基本的な中身と申しますか、認定基準そのものは変更にはなっていないと聞いております。

○委員（下深迫孝二君）

こういうものが決まってくると、ふるさと納税、これも推進していけば、かなりの寄附金というのは見込めるのではないかというふうに思いますけれども、例えば関東霧島会だとか、あるいは関西のほうにある霧島会とかですね、そういうところを通じて、広報等はされないのか。全く来ただけを受け取ればいいという考えなのか。せっかくいいチャンスなので、やはりそういうことも広報をきちっとしていければ、納税という観点から考えると、いい恩恵を受けられるのではないかという気はするのだけれども、そこはどのようにお考えですか。

○税務課長（満留 寛君）

ふるさと納税についても、今後もそういった団体等にもお願いしていきなさいけないとは思いますが、ふるさと納税のほうを所管しておりますが、財務課のほうでございますので、財務課のほうとも、この辺を協議していきたいと思っております。

○委員（久保史郎君）

今回、このようなそういう控除の団体数が多いですね。そうしますと、広報をされたときに市民から問い合わせが来ると思うんですよ、当然、ここは寄附金の控除団体になっているのかどうか。今、見ますと、社会福祉法人とか学校法人とか教育法人とかいろいろ出ているわけですが、それぞれの県内の市町村においては、自分の市のところの、そういう寄附金控除になる対象施設名はきちっと一覧表的なもので、明確にされるのか。それとも、この808を一回一回、県外どこから問い合わせがあったにしても、お答えをしていられるつもりなのか。広報をされるときは、今度はこうなりますよという、今ここに書いてあるとおり、一部の団体名称は挙げられますが、しかし数がこのように多くなってくると、当然挙げられないわけですので、市民に周知徹底される場合は、

こことここが控除の対象になってますよという説明は。そこら辺の市民からの問い合わせに対しては、どのような対応をされる予定なのかですね。

○税務課主幹（松下明典君）

今回この 808 団体、私どもが指定をという話で提案させていただいておりますけれども、包括的に県といたしましては、すべての該当する団体は指定をするということで、県が指定いたしましたので、市県民税の性格上、県が指定した団体を、市だけが認めないと。そういうことでは住民の方に戸惑いが生じることだろうと思われまますので、市も横並びで今回、指定するということとさせていただきます。それで、当然、寄附をされますと、団体のほうも、各市町村ごとの寄附名簿というのを作成する必要があります。また、個人へは、この寄附金控除の対象となる寄附金である旨の領収書を発行すると。こういった事務も生じてまいります。今の現在で即、寄附金の控除になるかと。今年、支払われた分が、法人がその旨で適応させていないとしますと、来年の申告には間に合わない、そういう事態もまだ生じているわけございまして、今後そういった方向で、該当になるんで、その旨の広報も、法人そのものからもお願いしたいと。そういうことも今後、広報してまいろうかと考えております。

○委員（久保史郎君）

聞き方が悪かったんじゃないかと思えます。808 法人が団体寄附を受けられるわけですよ。減免ができる。その 808 団体の一覧表的なものできてですね、県内統一したものが。問い合わせがあったときには、そこは該当しますよという返事ができるのかどうかということのお伺いをしています。

○税務課主幹（松下明典君）

県内各市町この旨で今、条例整備を急いでおります。県のほうにもその旨で要望いたしておりますけれども、鹿児島市が所管する法人とか、私どももまだ把握し切れないうところがございます。それと、今後また認可になる団体とかあろうかと思えますので、県のほうにはその旨、団体の一覧表の送付とか、受けたいと言うことでのお願いは今、現在しているところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、これで議案第 79 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 14 : 15]

[再開 14 : 16]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 79 号についての自由討議に入ります。委員の皆様方から御意見がある方は、ここで発言をお願いします。

[[なし] という声あり]

ないようですので、これで議案第 79 号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 14 : 17]

[再開 14 : 20]

△ 議案第 52 号 霧島市都市計画条例の一部改正について 及び

△ 議案第 87 号 霧島市都市計画条例の特別措置に関する条例の制定について を一括

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 52 号、霧島市都市計画条例の一部改正について及び議案第 87 号、霧島市都市計画条例の特別措置に関する条例の制定について、以上は関連が

ありますので、一括して審査をいたします。また、議案第 52 号は継続審査となっておりますので、説明は必要ありません。したがって、今回上程された議案第 87 号について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

議案第 87 号、霧島市都市計画税の特例措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。9 月定例会に提案させていただきました議案第 52 号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、これまで審査していただけてまいりましたが、審査中における溝辺地区の用途地域への都市計画税課税についてのご意見及び石峯地区自治公民館等からの陳情書の提出を市といたしましても重く受け止め、対応を検討いたしました結果、12 月定例会に議案第 87 号、霧島市都市計画税の特例措置に関する条例の制定について、ご提案させていただいたものでございます。本条例は、議案書 24 ページの提案理由にありますとおり、「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税であることから、当分の間、溝辺町の区域における用途地域に係る課税の特例措置を定めるため、本条例を制定しようとするもの」でございます。内容につきましては、第 2 条に規定しておりますとおり、「霧島市都市計画税条例第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域」とあるのは、「同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（ただし、溝辺町の区域においては、溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業の施行区域に限る。）」とする。」ものでございます。以上が条例制定の内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（満留 寛君）

[資料に基づき説明]

○委員長（常盤信一君）

ただ今、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

今、部長の説明の中で、先の 9 月定例会に議案 52 号は出されて、その後、地域の石峯の自治公民館等から陳情書が提出された。このことを重く受け止め、今回の特例措置を議案として提出をしたという説明だったわけですが、この間に、当委員会で石峯の自治公民館等から提出された陳情を、全会一致で不採択にしているわけですが、この経緯についてはどのように受け止められていますか。

○総務部長（山口 剛君）

私どもは、ちょっと結果だけしか聞いていないんですけれども、石峯地区からの陳情は用途地域から外していただきたいというような陳情だったと思っているんですけれども、やはり、用途地域そのものから外すことに関しては委員会として反対したのではないだろうかというふうに推測しているところでございます。そして、私どもの今回の提案は、用途地域ではあるけれども、事業の計画が今、示せない状況で、課税することは避けたいということで、今回このような条例を出したということでございます。

○委員（植山利博君）

都市計画税を課税するにあたって、都市計画法にのっとった具体的な個別の事業計画がないと、課税はできませんよというような法の趣旨、そういうような正確のものであるということですか。

○総務部長（山口 剛君）

都市計画事業、または区画整理事業に要する費用に充てることを明らかにする必要があるとなっておりますので、現段階ではそれを明らかにすることができないということから、用途地域ではありますけれども、特例条例として今回提出させていただいたということでございます。

○委員（植山利博君）

建設部長にお尋ねをいたしますけれども、今の用途地域を張る段階で、将来的な区画整理事業を視野に入れた用途の指定だと。そして、その計画そのものは合併した後も霧島市として引き継いでいると。原理原則としては事業計画の廃止なり、これをもう断念するというではないと、前回の委員会ではそういうことであると理解をしたわけですが、確認をさせていただきますが、それよろしいですか。

○建設部長（篠原明博君）

今、議員おっしゃいましたように、この石峯地区につきましては過去、旧溝辺町時代にそういった趣旨の下で用途地域を張っております。当然そういう形の中で、事業の進捗に基づき次の計画をするわけでございますけれども、現在、第一地区が、事業がまた進行中ということでございますので、今後の事業につきましては、やはり地域の皆様の合意形勢が必要であろうと考えておりますので、そういった形の中で、今後まだそういったものを検討していくということだと思っております。

○委員（宮本明彦君）

継続の分でもよろしいんですね。

○委員長（常盤信一君）

はい。

○委員（宮本明彦君）

都市計画税、目的税と言われたり応益税と言われて、両方の用語を使われていると思うんですけども、目的と言ったら、目的があるから前もっていただくんだよという見方もできるし、応益税でしたら、やったところに対して、やはり終わったから、それこそからもうんだよという意味にも捉えられるんですけども、今後、用途地域を張るということはあまり考えられないだろうなという中、植山委員のほうは今後も予定があるのよねというご発言だったと思うんですけども、そういった場合、目的税なのか応益税なのか、どちらの意味で、今後受け取っておいたほうがいいのかなど。今後、そういった用途地域を、例えば張っていくよという場合、ここも課税対象にするよといった場合、どういう意味で捉えておいたほうがいいのかというのを、ちょっと一言お願いしたいんですけども。

○総務部長（山口 剛君）

目的税と応益税は、どちらの側から見るとかによっても一つの考え方だと思っております。目的税というのは、市の側からして、例えばここに区画整理をしますよというその目的のためにするので、市の側からみると目的税であり、そこにお住まいの住民の方々からすると、その土地が価値が高まってきますので住民の方々からすると応益税という、そういった捉え方で考えていただければと思っております。

○委員（宮本明彦君）

タイミングとしてはどのような形になるのかなど。計画ができましたと、平成 25 年度計画をしましたと。そこから取っていく、用地が張られていないから取ってはいけなんでしょうけれども、取っていくべきものなのか。基本的に終わったから取っていくものかという、そういう点なんですけれども。

○総務部長（山口 剛君）

基本的には事業を始めるときから取っていくべきであり、その事業に充てるべきものが目的税として取っていくものであるかと思っております。その結果、価値が高まっていきますので、住民の側からすると応益税であるというような考え方だと思っております。

○委員（植山利博君）

だから、その議論をすると、その都度その都度都合のいいような理論武装をしているわけですよ。部長とはもう再三このことについては議論をしてきましたけれども、合併前の過去においては隼人も国分も将来的には事業の導入を図るんだと。具体的、個別的な事業計画はない中で、間接的な受益を受けるというような論理の中で、ずっと課税を何十年も続けてきているわけですよ。そして、部長の論理でいけば、合併前はその町域の中で間接的な受益を受ける論理が通用したけれども、合併して市域が広がって、その応益の受益を受ける部分が希薄になったと。だから、具体的な事業の計画が立たないと都市計画税の課税ができないんだという、非常に状況状況で論理が、課税の原理、原則が引きずられている形で議論が展開されていると思わざるを得ないわけですよ。だから、再三言っているように、我々は合併前の隼人であって、隼人の都市計画税を現実に課税しながらそれを運用してきた中であって、ずっと一貫して納税者に理解を求める度ごとに説明してきた論理が、今回のこの条例改正には全くその同じ論理が通用しないことになってしまって、そのまあ言えば一貫性、合理性が全くないのではないかなと言わざるを得ないわけです。例えば、区画整理

の事業をやる場合には、もちろん目的があつて、応益があつて、その投資効果、例えば、具体的に言えば浜之市の区画整理をするときに、80億の投資をするわけですから、その受益はその限定的な地域の方々は受ける、そのことよつての受益者負担として減歩という受益に応じた負担をしているわけですね、20%で。隼人駅東にあつてもやはり、減歩という形で受益者負担をしているわけです。だから、その辺の、例えば敷根であるとか小浜であるとか小野であるとかいう地域の方々も、都市計画法にのつた具体的な事業が見えない中で、過去何十年も納税をしてきた、このことに対してどう責任をとるんだと言わざるを得ないと。ここに論理が戻つてしまいますけれども、そうすると、都合のいいときにだけ課税の原理原則を言つてゐるのではないかとしか言わざるを得ないと思うんですが、どのように説明されますか。

○総務部長（山口 剛君）

まずご理解いただきたいのは、旧隼人町のやり方があります。それから旧国分市のやり方があります。それは、隼人町と国分市は以外と似てゐるんですけども、まず違ふものであります。それから用途地域があつたけれども取つてなかつたという溝辺町があります。それから、都市計画区域はありましたが用途地域がなかつたという地域があります。それから都市計画区域そのものがなかつたのがありまして、この1市6町の中に5通りの都市計画区域に関する考え方がありました。これをまず統一するということになつてまいりますと、まず1回、全部をゼロにして、まず原理原則を考えていこうというところから始まりました。例えば、言われるとおり、旧国分であつたりすると、都市計画事業そのものは直接やつてなかつたんですけども、先ほど目的税、応益税の話がありますけれども、応益としての間接的な応益ということで説明はできました。先ほど言われたとおりです。隼人でもできました。だけど、これを1市6町一つにした段階では、どうしても例えば、今国分とか隼人で何か都市計画事業費をしているのが、例えば牧園とか横川で間接的に応益を得てゐるということの説明ができなくなつてまいりましたので、どうしてもゼロにしてからもう一回、原理原則の公平・中立・簡素という考え方の下に、霧島市の新しい税制を、都市計画税の税制を作ろうというところから始まつております。ですから、実際、旧町・市からいうと違ふ部分でありますけれども、新しい霧島市の都市計画税を、税制を作るためには原理原則にのつとつて、最も説明のできる、まず住民に説明できることが大切ですので、そういった税制をする中では、こういう方法が最善であつたということで、私どもは提案したと考えております。

○委員（植山利博君）

例えば、牧園で特環下水の事業をやつております。これは、これまでの建設委員会の中でも都市計画事業だというふうに答弁をされております。都市計画区域の中では、都市計画事業はできると、これも答弁がなされております。ですから、例えば景観の保全であるとか、それぞれの地域の特色を生かした都市計画法にのつた事業を導入するということは、それぞれの地域で十分私は可能だと、これまでの答弁からして思うわけです。であれば、将来的にも一定の合理的な統一した論理で課税をするという観点からも、用途に限定するというのとは一つの方法だと思いますよ。であれば、霧島市全体の用途をどうするのかと。土地利用マスタープランにしても総合計画にしても、それぞれの地域特色を生かしながら、それぞれの地域の総合支所周辺は、それぞれの地域の実情に応じた形の活性化を図つたり、活力がある地域まちづくり、地域づくりをしなきゃいけないと言つてゐるわけですから、そのレベルに応じた用途の在り方というのが今後は必要だと、私はそういう答弁だと思うんですよ。建設部の答弁は。であれば、今後、今回のことが、また足かせになつていくのではないかと懸念を持つわけです。その辺はいかがですか、建設部長。

○建設部長（篠原明博君）

今おっしゃつた中で、一つずつお答えいたします。まず、特環事業の話もございました。特環事業につきましても、特定環境保全公共下水道事業ということで、今、牧園地区で実施いたしております。この事業につきましても、用途地域以外の事業をやつてゐるわけで、国立公園内の自然の環境を守るという目的のための事業でございます。これにつきましても、都市計画決定、事業認可をいただいて、都市計画事業として実施をしております都市計画事業でございます。そこで、最初に戻りますけれども、やはりこういった都市計画税につきましても何度かお答えいたしましたけれども、やはり市域の市街化区域を想定した区域に導入される。そして、その目的でかける税金でございませ

て、現状においては市街化区域を持っておりません関係で、一番現実的に用途地域にそういった税金をお願いするという事だと思っております。当然、今おっしゃいました溝辺の石峯地区につきましては、都市計画区域の用途地域でございますけれども、やはり先ほど出ましたどの時点でというふうになりますと、やはりその事業を始めるための計画決定をしないといけない。例えば区画整理でございますと、区画整理事業の都市計画決定をします。それと下水道であっても、下水道地域の区域の計画決定をいたしますので、そういった時点がそのスタートではないかと考えているところでございます。それと、用途の見直しの件でございます。先ほど若干触れていただきましたけど、やはりこの土地利用というのは、非常に新市にとっては大事なことでございます。そういったことを考えますと、地域のそういう特性に基づいて、あるいはその土地利用の動向でございますとか、市街地整備の進捗状況、そういったものを現実のものとして捉えながら、そういった課題を明確にした上で、都市的な活用を全体的な見地から見直しをしないといけないと十分認識をいたしております。そういった観点から、前々回から出ております都市計画区域を含めまして、霧島市の全体のまちづくりのあるべき姿というものを、今後、随時検討していつて、そういった用途の見直しもやっっていくかといけないというふうには十分認識をいたしております。

○委員（植山利博君）

52号についても、私は個人的には異論があるところです。それは百歩譲って置いておいたとしても、87号については更に後退していると言わざるを得ないと思うんですよ。百歩譲って、用途地域でじゃあいきましようという形になっても、やはりその計画そのものは引き継いでいると言いながら、そこだけを除外するという論理は、これはもう更に後退した論理だと言わざるを得ないと。先ほど私は当委員会でも陳情が不採択になったことを、どう受け止めていますかということをお尋ねをしたときに、確かにあの文面では用途から外してくださいというのでも大きな陳情の趣旨だったと、私も認識しております。しかし、その根拠のその中には、都市計画税を払うような形での用途であるんだから外してくださいというふうには私は読み取っているわけですよ。ですから、そのことも含めて、この87号の提案というのは、52号から更に後退したものではないかというふうに見てとれるんですけど、そのことについては部長はどういう見解をお持ちですか。

○総務部長（山口 剛君）

まず、最初の52号につきましては、新しい霧島市の都市計画税の税制を作ることから、公平・中立・簡素という税の3原則にのっとって考えて作ったものでございます。これは全てに、今この600㎏を超える霧島市で説明できる、しかも用途地域に区切ったのは、本来都市計画税は市街化区域にかけべきもので、市街化区域には必ず用途を張りなさいとなっておりますので、市街化区域イコール用途地域、實際上用途地域です。そして霧島市には市街化区域がございませんので、それに代わるものとして用途地域を張っていたということで、これはまさに税をもう1回ゼロから考えるときの簡素・公平・中立にのっとったものであるかと思っております。そして更に、これは税の性格なんですけども、都市計画税の性格というのがございます。都市計画での性格というのをいろんなもので見ますと、やはりこの中に一般的に利用価値の向上、価格の上昇等が伴うので、この受益関係に着目した性格を持っているというのが一つ目と、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるものを明らかにする必要があるという、この2点でも再度、9月以降検討をした結果、この石峯地区ほかにつきましては、今回事業がはっきりするまでは当分の間、課税をしないという結論に至ったところでございますので、より公平な部分になっていったものではないかと私どもは考えております。決して後退ではないと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

石峯とはちょっとかけ離れた質問をしますが、麓地区、合併して7年、今までなるわけですが、都市計画区域に入っていない中で、あそこにはどの程度のお金を投入されてきたのか、まず建設部長、大まかでいいです。分かっていたら。

○建設部長（篠原明博君）

詳しく合併後からはちょっと掘んでおりませんが、事業年度からのスタートでございますと、平成6年度からスタートいたしております。全体事業費で今総事業費は約81億7,000万でございます。そのうちに23年度末の事業ベースが84%でございますので、65から67、68億かかって

おります。

○委員（下深迫孝二君）

ですから、霧島市になってからですよ、大まか進捗状況が大体どのくらいということで、大まか分かりませんか。

○建設部長（篠原明博君）

ちょっと合併後の分は、至急調べて報告させてください。

○委員（下深迫孝二君）

何でこの質問をさせていただいたかという、都市計画区域に入ってなくて、お金は今どんどん入れてくださいということの前の有村町長さん、議員で来ておられる時代にそういう話もされていたわけですよ。やはり、都市計画区域を整備する以上は都市計画税が付きものだということも考えていただかないと、溝辺の方たちは、溝辺はその財政は裕福なんだというお考えがあるんじゃないのかなという気がしてならないんですね。今、合併して溝辺のほうも、人口も相当減ってきています。そして、例えば場外車券場売り場もかなり売り上げが減ってきて、そしてケーブルテレビも半額負担してくださいよと言っているわけですけども、やはりそこら辺も相当利益が出ているという思いがあると思います。ですから、市としてはそういうところもきちんとして報告、周知を徹底する必要があるのではないかと。そうでないと、やはり地域の人たちにしてみれば、なんで今まで払っていない税金を取られるんだという思いもあるんじゃないかという気がするんです。我々の地域も申し上げましたように、上之段のあの山の中でありながら、都市計画税をずっと今まで払ってきている。何もしてもらっていない。そして、取った税金は他のところにどんどん、じゃぶじゃぶ使ってきたという経緯もあるわけですから、もう少し説明責任をきちんとしていただくことは大事ではないかと思うんですが、総務部長いかがお考えですか。

○総務部長（山口 剛君）

私どもは、やはり税金をいただいている以上は、税金がどのように使われているかということも明らかにしなければならぬと思っております。全体的なものも市報なんかで出しているんですけども、個別具体的にこうこう、というところをどうやってご説明していか分からないんですけども、そういった努力も今後やっていきたいと考えております。

○委員（脇元 敬君）

聞き漏らしたかもしれません。確認をさせてください。用途地域というところに都市計画税をかけていくという方針が決まって、元々の自治体でやっていた用途地域なので、統一をされていないという中でこの都市計画税をかけるということで、用途地域自体の見直し、ここに無理があるんじゃないかということで、見直しをまず前提にするべきではないかということで私は話をしてきたつもりです。その上で、今回 52 号がその用途地域にかけていくということ、そしてそれを経て、今回の 87 号が特別措置で石峯地区を外すということですが、基本的に霧島市の都市計画税は今後、この用途地域にかけていくという方針だと受け取ってよろしいですか。

○総務部長（山口 剛君）

はい、今回のこの 52 号のほうで、原理原則として都市計画税は用途地域にかけるといってございます。

○委員（植山利博君）

入湯税も目的税だと思うんですけども、入湯税の財源の使い道、いろいろあるかと思うんですけども、入湯税の使い道についてはどのように理解をすればよろしいですか。

○総務部長（山口 剛君）

ちょっと今日、数字は持ってきておりませんが、例えば観光施設とか、それから消防などにも使われていると思っております。以下いろいろとその入湯税そのものの目的はいくつかありますので、それに全部充当しているところがございます。

○委員（宮本明彦君）

私は頭の整理なんです。都市計画課税は基本的に市の事業ということで、都市が成り立つということで考えているんですけども、市の事業です。例えば、インターができた、県が工業団地を造った、結局そういうところは便利な施設があるわけですから、基本的に都市型のところだろう

というようにも見えるんですけども、そこは市のお金が入ってない。特に溝辺の県の工業団地と言ったらいいんですか。少し入ってますが、そういうところはやはり市の事業でやってないから、やはりそこはかけられないところなんですよ。確かに地価は上がっている、それは固定資産として入ってくるわけだから、確かにそういうところは市の事業にお金が入ってないからかけられないところだという理解でよろしいんですか。

○税務課長（満留 寛君）

これまでも何回も出ていますように、都市計画税というのは目的税ということでございますので、市でそういったように実施した事業、事業費に対して収入された都市計画税は、その市で実施した事業のほうに充当するという形で、例えば県が実施する事業等に対しては、霧島市で収入した都市計画税を充当することはありません。そういった制度ではございません。

○委員（久保史郎君）

先ほど総務部長が、合併した5つのそれぞれの方法があったと、この税のかけかたにですね。だからそれを精査した中で、一番いい方向だとか言われたんですけども、そうであれば、その時点で本当に白紙にしたような状態から、私は今回のこの新市霧島市のこの一体化の計画は作っていくべきだったんじゃないかと思うんですよ。ですから、最終的に、例えば石峯地区を今回、課税対象から外すということで、別にそれはそれで結構なんですけれども、例えば小野地区を外した、今までずっと、先ほど植山委員が言われたように、あるいは下井地区を外した、それから小浜地区を外した。まあ、小浜地区なんかもどちらかという、誰が考えても外すべきところだから、それも結構でございます。しかし、今まで課税してきて、ずっと取ってきたところを減らして、尚且つこの税制上もこれだけの金額が減るような体制を組むようであれば、もうちょっとその時点で白紙なら白紙に明確に返して、区画整理区域と、それからその用途地域と、そこら辺をやはり新たな新市霧島市として作成していくべきじゃなかったかと。何年かかるかは分かりませんよ。分からなかったんですけども、そういう方向性のほうが私は妥当ではなかったのかと思ってますけど、でもこれはしない協議ですけど、一応ご意見をお伺いしておきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 14:55]

[再開 14:59]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（久保史郎君）

私はこの件については、例えば隼人町の場合は区画整理事業をやっているわけですよ。だからこの中で、以前よく聞いたのが、あの姫城地区の一部が区画整理事業ができて、その残りの半分部分があの西瓜川原部分ですね、これができなかったということで、何十年か後に、あの姫城地域のできあがった区域を見て住民の方が、西瓜川原地域もしてくださいと申し入れがあったという話を聞いたんですよ、町長に。ところが、その時点では非常に大きな反対があって、その道路がもうきちっとできあがることができず、あの三差路の交差点を見たらよくご存じだと思いますけれど、やはり住民というのはそのようなもので、税金がかかるとなれば、もうそこだけが頭から離れなくて、実際にそういう今後、都市計画税を払うことによって、どんなまちづくりができるかということころまではなかなか思いがいかないと思うんです。しかし、今回示されたこの溝辺地域の石峯地区、こちらのほうのあの計画図面を見ても、まちとしてはあのまま進んでいるならば、素晴らしいそういうまちづくりができたと思うんですよ。今、隼人駅東の区画整理事業に関しても、約半分のところがそれぞれの住民の方が反対をされ、また今回は新しい事業のほうでは、賛成の多いところからもう進めていくというような形で進んでいくようではありますけれども、やはり市当局の、今、部長が言われるように、確かにその計画がもうこうですということが示されないから、現在のこれになったということは十分理解するのだけれども、最初の時点での住民に対する説明というものも若干、そこら辺は不足の部分があったんじゃないかと思いますが、そこら辺についていかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

私どもも、そこは非常に悩んだところでした。税についての方向性は、私どもの中では決めたんですけれども、やはりこの税というのはいろいろ、もうまさに今ご議論があるとおりになっていくものですから、議会のほうに提案していない状況で、なかなかそこは説明しづらいというのを、どの時点で我々はどういうふうに説明したらいいのんだろうかというのも部内でも協議したんですけれども、例えばこうなる予定ですよというのが一人歩きしていったりするのにも恐いし、それで、とりあえずしたのが、都市計画区域そのものには、今国分、隼人は一部かけていますので、そういったところだけはかけない方向で持っていきたいというような、方針みたいな感じでしか言えないですよということ、ここは非常に迷ったところでした。そして5月に説明会があったんですけど、あのときも私が行ったほうがいいのか、税務課長が行ったほうがいいのかということも非常に悩んだところだったんですけれども、私が行ってそういう方向を示してしまうと、もうそれが一人歩きしてしまうから、行ったほうがいいのか、行かないほうがいいのかと議論した上で、税務課長に行ってくれと、現段階ではまだ議会にもお示ししていないのに説明はできないということから、そういったところがありました。非常にどの段階でどういう説明したらいいのかということも、未だにこうどれがよかったのかということも非常に分からないというか、そういった苦しい立場でもございました。

○委員（久保史郎君）

今回のこの陳情の、そしてこの議案の内容から見てみても、結果なるべくしてこうなったのかなという思いで、やはりこの税というのは国民のももちろん義務でもありますけれども、根幹に関わる一番大きな部分ですので、やはり取り扱いとしては、本当に住民に十分理解をしていただくという、これはもう最大限の努力と法則と、それから目的感を明確にさせてあげることが一番必要で、しかし今部長が言われるように、それを説明する当局側がどうしたものだろうかというような中で進捗になってしまった感があったのかなという思いがあります。今お話を聞いておまして。しかしながら地域住民、霧島市の一体化を持つためには、また再度そこら辺は、もう石峯地区からはお金は貰っていないんだから、そこはそのままよというような感覚じゃなくして、やはり一体感のある、そういう開かれていく方向性で、当然空港の所在地域でもありますし、やっぴいかなければならない問題だと思います。今後、私個人としては更なる、いかにして、単に税金取るという点だけじゃなくて、本当にあの地域の市民の皆さん方が、一番いい方向性はどうなのかという観点に立った取り組みをしていただきたいという要望をしておきます。それから併せて、隼人地域のその課税対象外になったところ、今までかけておいて、そこら辺ももう1回ちゃんと、もう以前も植山委員のほうからも言われました。再度取るようなことになったときにはどうするのかというような意見も出された経緯があるわけですから、そこら辺もよく吟味されて、検討していただくように要望だけはしておきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようです。先ほどの質疑に対する答えが出ましたら答弁してください。

○建設部長（篠原明博君）

先ほどの事業費のお話でございます。合併後、18年度から23年度までの事業費が12億3,300万程度、一応投資いたしております。そこで先ほどちょっと若干おっしゃいました、この麓第一土地区画整理事業につきましては、現在施工中でございまして、平成28年度を計画期間として事業を進めております。当然、都市計画区域に指定し、用途地域内でございますので、その事業の途中でございますけれども、今回のこういった一つの統一した形の中で、新たに都市計画税のお願いをするというふうに考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

やはり、そうして都市計画税をいただいてなくても、それだけの投資もしているんですよということも、地域住民にもきちっと分かっていたいただくことも大事だと思いますので、そこらはしっかりと説明責任を果たしていただくように要望しておきます。

○委員長（常盤信一君）

これで議案第 52 号及び議案第 87 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 15 : 07]

[再開 15 : 26]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 52 号及び議案第 87 号についての自由討議を行います。皆さま方のご意見がある方はこの場でお願いします。

○委員（植山利博君）

先だって、委員長にちょっとお願いをしたんですけども、この 52、87 号は、市がどういう形で納税者から税金を集めて、どう使うかという最も高度な政治判断を要する案件でありますので、これまで 52 号の審査、それから勉強会という形で 87 号の件についても執行部とは議論をいたしました。また、今日もいろいろ質疑の中で議論をしたわけですけども、ぜひ市長を呼んでいただいて、市長の腹の内を聞きたいと思っておりますので、お取り計らいのほうをよろしくお願いします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようです。それでは今の市長の招へいの関係ですけど、皆さん方はどうですか。あれ以上の回答が出るのかどうか、見解が出るのか分かりませんが、委員長、副委員長で判断をして検討をさせていただきます。よろしいですか。

○委員（植山利博君）

今、呼ぶ方向でというか、呼ぶこと呼ばないことを委員長と副委員長で判断されるということなんでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

それでいいかどうか今、諮っています。

○委員（植山利博君）

であれば、ここで呼ぶべきか呼ぶべきでないか、決を採ってください。そうでないといかんと思っています。

○委員長（常盤信一君）

それでは、発言者のほうからございましたので決を採ります。市長を呼ぶ必要があるという方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成者 1 名。小数ですので、呼ぶことにはなりませんので、よろしくお願いします。ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 52 号及び議案第 87 号についての自由討論を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 15 : 29]

[再開 15 : 31]

**△ 議案第 85 号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について 及び
△ 議案第 86 号 霧島市国民健康保険税の特別措置に関する条例の一部改正について を一括**

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 85 号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について、及び議案第 86 号、霧島市国民健康保険税の特別措置に関する条例の一部改正については、関連がございますので一括して審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

それでは、議案第 85 号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正、及び議案第 86 号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。本市の国民健康保険税に関しましては、平成 22 年度から 3 年間の暫定措置として、当時の非常に厳しい経済状況の影響により、非正規労働者や失業者の増加及び市民所得の減少も見込まれ、被保険者の国保税に対する負担感が大きくなることが予想されたことから、負担の軽減を図るために、国保税の医療給付費分の所得割を 9.5%から 8.9%へ、均等割を 2 万 3,200 円から 1 万 9,500 円へ、平等割を 2 万 800 円から 2 万 500 円へ、それぞれ引き下げる内容の国民健康保険税の特例措置と、平成 19 年度から 3 年間の暫定措置として実施し、さらに 3 年間延長した 12 歳以上 18 歳未満の扶養者を抱える世帯に対する特別減免制度を実施しているところでございます。また、この制度を 3 年間の暫定措置とした背景には、当時、国民の理解がなかなか得られなかった後期高齢者医療制度を、平成 25 年度から高齢者のための新たな医療制度として改革するという方針が国から示され、その受け皿として国保制度が検討されていたことを考慮し、3 年間としたものであり、暫定措置の最終年度において、社会経済状況等を考慮しながら本制度等の在り方を見直すとしてきたところであります。本年度がその最終年度でありますものの、わが国の社会経済情勢は依然として厳しく、加えて市内の企業における経営建て直しのための人員整理が実施されたことや、国において予定されていた医療制度改革の実施も不透明な状況であるなど、本市の国保運営を取り巻く情勢は当時と変わっていない状況であります。このため、国保税の特例措置と特別減免制度を、今後 1 年間延長すべきものとして、それぞれの条例の所要の改正をしようとするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただ今、説明が終わりましたが、先ほど陳情第 16 号、「霧島市国保税引下げの継続・充実を求める」陳情書も含めて、意見聴取があればこのところで一緒をお願いをしたいというふうに思います。質疑含めて結構ですので、あればどうぞ。

○委員（仮屋国治君）

質疑に先立って、年内の類似団体との国保税率の比較表の提出を求めたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○委員長（常盤信一君）

今、仮屋委員から類似団体等の国保税の状況についての一覧表の提出をということですが、執行部のほうはいいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

いいということであれば、時間がかかりますか、それは。提出をするのは、できれば、早いほうがいいんですが。

○税務課長（満留 寛君）

ただいまコピーして、提出いたします。

○委員長（常盤信一君）

その件については作業に入ることですので、そのほかの件でございましたら。

○委員（植山利博君）

3 年間減免措置が講じられてきたわけですが、19 年度からですかね、されているわけですが。ここ 5 年ぐらいの国保税の徴収率状況をお示しをいただきたいと思います。

○収納課長（徳田 忍君）

平成 18 年度からの徴収率を申し上げますと、18 年度が 73.87%、19 年度が 73.34%、20 年度が 65.28%、21 年度が 62.22%、22 年度が 60.90%、23 年度が 63.38%、これは現年・過年を含めた形での徴収率でございます。

○委員（植山利博君）

先ほど陳情があったわけで、陳情者からいろいろお聞きをしたわけですが、陳情者の説明によると、この減免措置を講じたことによって、徴収率が上がったのだというようなことだったんですけれども、20 年度から毎年、23 年度は増えているわけですが、毎年徴収率が減ってい

ると。そして、23年度が増えているということですが、この徴収率の推移をどのように分析をされておりますか。

○収納課長（徳田 忍君）

合併直後からの徴収率としましては、これはもう国保税だけに言えることではないんですけども、一般の市税等も含めまして、若干下がりがけた傾向がございます。また、国保税に関しましては、それ以上になっている状況でもありますけれども、ただこの現年度分に関しましては、平成22年度から確かに平成21年度を底として、22年度から上昇傾向でございます。また、またこれにつきましても、一般税でのほうでも言えるわけですけども、今年、市税のほうも徴収率1%上がったということで、ここ収納に関しましては、いろんな財産調査ですとか、そういったことで、徴収のそういう取り組みも強化したという面もございます。それから、納税のしやすい、しやすさということで、コンビニ収納とか、そういったこと等も取り入れておりますので、そういったこと等も含めて、上昇のほうに変わってきた部分は、そういったことが要因ではないかというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

減免による要因が、減免が起因して徴収率が上がったというふうには認識をしていないということではないですか。

○収納課長（徳田 忍君）

その徴収率の推移を見ますと、国保は21年度を底として、22年度から、現年度の徴収率が上がっている傾向がございます。そういった意味では、その減免の取り扱いというのも要因の一つにあらうかと思っておりますけれども、ただ、ほかの税も同じような形で改善してきておりますので、それだけの要因ということではなく、いろいろなものが重なっているというふうには考えています。

○委員（植山利博君）

21年度から22年度は下がっているんですよね。60.90%じゃないんですか、21年度が62.22%。20年度が65.28%でしょう。ということは、減免が始まってからも下がり続けてきていると、例外は、23年度だけだということだと思うんです。違うんですか。

○収納課長（徳田 忍君）

先ほど申しました徴収率につきましては、全体の数字でございまして、それは現年・過年というものが加わっております。それで、実際にその減免措置が始まりましてから、数字が大きく変わりましたのがその現年度分が21年度分を底にして22年度、23年度と上昇してきております。ちなみに、21年度の現年が85.37%、それから22年度が87.49%、そして23年度が88.66%ということでございます。

○委員（植山利博君）

執行部としては、この減免は今後も特例措置と、続けると。いわゆる、扶養がある方の家屋とか土地の処分についての減免ですよ、これと、所得割、均等割、平等割の減免は続けるという提案ですけども、今回の陳情も含めてということですので、委員長のほうから、更なる充実といえますか、減免の充実強化をということなんですが、その点についての考慮はなされたものなのか、そういう庁内で議論があったものなのか。お尋ねしたい。

○税務課長（満留 寛君）

今回につきましては、特例措置に関する条例を一年延長するというような方針で検討してまいりまして、税率をその他の税率で算定する検討をした経緯はございません。

○委員（植山利博君）

この減免をするときに、いろんな議論をさせていただいたわけですね、多くの議論をしました。その中で、法定内での減免だと。今、霧島市が行っている一般財源から投入しているのは、法定内の繰り入れたという説明だったと思いますけど、それでよろしいですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

法定内か法定外かというのは、あくまでも地方交付税法での法定内・法定外の取り扱いの部分になっておようかと思っております。従来から申し上げておりますように、そういうものについては、私どもが今、一般会計から繰り入れしているものは、すべて法定内という解釈をしております。

○委員（植山利博君）

この議論を再三して、法定内か法定外かという議論をしたときに、法定外というのは、要するに所得割であるとか、税率を引き下げるための繰り入れは法定外だと。であとは、健康増進とか人件費であるとか、事務費での繰り入れというのは、要するに交付税の中の繰り入れだから法定内だという見解だと、私は承知をしております。その法定内・法定外というのはそういうことだというふうに承知をしているんですけども、この現実を見れば、一般財源から繰り入れて、結果として所得割と平等割、均等割を減免したということになっているわけですから、結果としては法定外なのではないかなというふうに思えるんですけど、その見解はどうですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

私どもが一般会計から繰り入れをしておりますものは、この3年前のときに申しあげましたように、国保制度の安定的な運営を行なっていくには、長期的視点に立って、例えば、市民の方々の。健康の課題でありますとかいったようなものをどのようにしていくかというときに、やはり保健事業を充実させていかなければならないということで申しあげてきました。その保健事業を行うに当たりまして、それを一般会計で処理することも可能であるというふうに考えております。しかしながら、国保の保険者としては、やはり明確にするために、国保制度の国保事業の中の保健事業として取り扱ったほうが最適であるというふうに判断いたしましたので。ただ、それにつきましては、制度上は一般会計から保健事業に繰り入れることは可能でございますので、そういう点から一般会計から補てんをした形になっております。ただ、今、議員言われる、同時に対象として、減免制度で負担感の軽減を図っておりますので、その点につきましては、一般会計から補てんをしているものではございませんので、その点につきましては先ほど申しあげた理由でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回、あと1年間の延長ということでしていらっしゃるんですけども、この1年間と限定された期限はどういう試算的なものされて、1年間ということの延長がされたのか。

○生活環境部長（平野貴志君）

3年前に特例措置、あるいは特別減免等を行いましたその背景といたしまして、先ほど総務部長が申しあげましたように、後期高齢者の、高齢者の医療制度が変わるんだという、そういう方針が示されましたので、私どももそのことを慎重に判断して3年間という、同じく併せた形での取り扱いをさせていただきましたけれども、これも議論はされましたが、まだ方針が示されていないところでございますので、その推移を見守りたいということが一つでございます。でも1点は、現在の社会経済情勢を見たときに、なかなかその、当時と比べまして良くなっている面もございましてけれども、しかし、やっぱり。先ほど申しあげましたように、市内の企業においても、経営安定のために、そういう人員整理等をされたところもございまして、そういう状況をかんがみますと、やはり、もうちょっと様子を見なければ、負担感の高いという、そういうものがなかなか払拭できないのではないかと。そのようなことから今回、1年間の限定ということで対処をしようというふうに考えたところでございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、民主党政権の中で、これは政権を取る前からの公約で、見直しをするということでもございましたけれども、ご案内のとおり何もされなかったという結果が出たわけですけども、先ほどの陳情の中で、これはこのまままいきますと、金額的なものも示されておりました。課税所得255万円で4人世帯で2万6,440円に引き下げという、この金額的なものやっぱり、今回はそのまま継続ということでございまして、内容的には余り代わりはないというこの捉え方でよろしいですか。

○税務課長（満留 寛君）

陳情書のほうには、255万円の所得で2万6,500円というような軽減になっているということでもございますが、要は所得のとり方によっては、私どものほうで試算いたしますと、2万8,500円というような、所得の捉え方によってはそういった数字にもなるようでございます。

○委員（久保史郎君）

今、示された県内の一覧表の中で、例えば県内の 19 市の中で、よくこの陳情団体の皆さん方が言われるのは霧島市は高い高いと、こう言われるわけですね。そうしますと、一番上の鹿児島市が一人当たりの調定額と一世帯当たりの調定額がそれぞれ出されているわけですが、14 位ですよね、鹿児島市の場合。霧島市がそれぞれが 6 位になってるわけですよ。ですから、この順位に位置しているこの金額等を担当課はどのように考えていらっしゃるかお示してください。

○税務課長（満留 寛君）

久保委員から発言がありましたように、霧島市につきましては、平成 24 年度本算定時の課税状況でございますが、一人当たりの調定額が安いほうから 6 番目、一世帯あたり調定額が安い方から 6 番目というような状況でございますので、県内 19 市の中においては安いほうから 3 分の 1 程度の順位に位置しておりますので、これが高いのか低いのかという、議論では、どうしても医療費に見合った国保税という形になってくるかと思っておりますので、医療費給付費ですね。給付費を賄う税財源が確保されているかどうかの判断になっていくのかなとは思っております。

○委員（久保史郎君）

国保税が高いと言われる方たちにとっては、こういう順位というのはおかしいんじゃないかと言われるのは、私は当然だと思うんですよ、これから見ると。今、言われるように、医療費にしても、収入と支出のバランスの問題ですから、病院が多いかどうか、そこら辺も十分関係していることはやっぱり認識はするんですけども、それでもやっぱり鹿児島市内、確かに人口密度やら面積が違いますよ。費用対効果というのも違うと思うんですけど、それでもやっぱり 6 位というのは余りにも、この内容から見たときには若干まだ高いのかなと。これは一応、減免をされた時点でもこの順位になっているわけでしょう。だからそこら辺は、部課内で全然検討はしていらっしゃるのかどうかという点を、再度お伺いいたします。委員長。

○税務課長（満留 寛君）

現在の軽減後の税率が高いのか低いのかというようなことでは、検討はいたしておりません。

○委員（植山利博君）

今日の陳情者も、最も税率が高いとおっしゃるわけです。減免して 8.9 なんです。ただ、3 方式でやっているわけですよ、うちは。だから、その辺のところもしっかりと市民の皆さんに分かってもらわないと。今、久保委員は 6 位が高過ぎるという表現もされましたけど、私は 6 位というのは 3 分の 1 だから、妥当なところだと思っております。医療施設も充実してまして、そういう意味では、医療を受ける機会などを考慮すれば健闘していると、私は評価をしております。ただ、霧島市の場合には資産割がゼロですから、だから、所得割が若干ほかのところより高いのは当然のことであって、所得割が高いからいかんという論理は、本当に高齢者が所得が少なくて年収がないんだという方々には、所得割が高いということは、逆に負担は小さいということなんですから。そのところを、やっぱりきっちり。説明をし切るということが大事なのではないかなと。私も、陳情者に向かって、こういうことは言いにくかったから言わなかったけれども、広報とかいろいろな媒体を使って、ほかの人、鹿児島市は資産割を使ってないわけですけども、そのところをきっちり説明して、なぜ所得割がこうなんだということを説明し切るということが重要なのではないかなと。あとは、均等割とか、平等割を見れば、ほかのところよりも幾分少なくなっているわけですから。だから、全体として今、3 分の 1 のところに位置するということは、この医療環境から考えると、大分健闘していると、評価すべきだろうというふうに思っておりますけれども、そのところの説明が足りないのではないかと思うんですがいかがですか。

○保険年金課長（小野博生君）

今、医療費と保険税の関係ということで、お話があったかと思えます。ちなみに、若干、では霧島市の医療費の状況はどうかというのをご報告させていただければと思うのですが、これは平成 22 年度でございます。県内の全体の医療費でございますが、1 人当たりの診療費で比較をいたしますと、霧島市の場合が一人当たりで 35 万 2,472 円でございます。県平均が、どれくらいかと申し上げますと、34 万 8,197 円ということでございます。ですので、県平均からいたしますと、若干高いところにあるだろうというふうに思います。しかし、市町村平均で申し上げますと、市だけの平均

で申し上げます 35 万 6,018 円。ほとんど霧島市に似たような状況かなというふうに思っているところです。そして、先ほどの満留課長のほうから資料のほうで説明がありました。医療費とすれば、私どもとしては、市とすれば大体中間あたりぐらいなのかなというふうに思っております。しかし、満留課長のほうから出されましたこちらの資料のほうでは下から 6 番目という、現在の状況はそういう状況であるということだと思います。それと、先ほどからお話がありますように、やはりこの保険税というのが、地域の医療がどれだけかかったかによって、どれだけ必要だというのが当然出てきます。まずは、地域の医療を全体で支えるという保険料の前提がございますので、それに基づいた考え方が必要なかなというふうには思っているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっとお尋ねしますが、今、役所の部課長さん、800 万円ぐらいという給料を想定したときに、社会保険料を一月に幾ら引かれておりますか。

○委員（仮屋国治君）

計算をされている間に、この表の見方をちょっと教えてほしいんですけども、後期、介護というところがありますよね。ここの税率・税額というのが、広域であって各自治体違うのでしたっけ。一部組合で数字がそれぞれ違うのですか。その辺の見方をちょっと教えてもらえませんか。

○保険年金課長（小野博生君）

国保税の、これは、まず方法といたしまして、医療分これは国民健康保険に係ります医療分を賄う部分の税率に関する部分でございます。そして、後期と申しますのは、後期高齢者医療制度 75 歳以上の方が、県全体での広域連合でやっておりますが、それに、市から支援金として出さなければなりません。それを出すための必要な金額が、実際は若干違いますが、そういうのがありますので、国保のほうでもそれを負担しなければならないために、この後期の分の税率を定めているというところでございます。それと、介護につきましては、これは第 2 号被保険者の分だと思います。40 歳から確か 65 歳の方の人数に応じて保険料が決まってまいります。その分を捻出しなければならないために、その分の税率が設けられているという考え方だと思います。

○委員（仮屋国治君）

要するに、個人が負担する税率ということではなくて、必要になったものを割ったときに、こういう感じになりますよということですか。

○保険年金課長（小野博生君）

保険者として、全体の中で、霧島市の場合、約 3 万人ぐらい被保険者の方がいらっしゃいますが、その方から納めていただいた税金を保険者として納めるお金ということでございます。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 16 : 02]

[再開 16 : 06]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（久保史郎君）

先ほどの資料でお伺いしますが、例えば霧島市は、その資産割を取らなくなりましたよね、何年か前から変更になりました。この資産割を取った場合には、この平均的な 1 人当たりの調定額とか 1 世帯当たりの調定額は変わってくるんですか。もし変わってくるとすればどれぐらい変わってきて、順位はどれぐらいになのか。と言いますのは、この資料でいくと奄美市も取ってなくて 4 位なんですよ、それぞれ。だから、奄美市と霧島市が似たようなそういう状況ではないと思うんですよ。ここら辺は試算をされたことはないんですか。というのは、引き下げを求められる方たちは、こういう表を見てほとんど言われるんですよ。順位から見たときはこうじゃないかと。その点でお伺いしているわけですが、どの程度変わってくるのか、この順位と金額が。

○総務部長（山口 剛君）

所得割・資産割・均等割・平等割とありますけれども、これは応益と応能になります。所得割 3

割が応能割になりますので、基本的な考え方からいくとこれが約 50%を賄っています。霧島市が必要な税額の 50%が所得割 3 割でやっていきます。それから、均等割・平等割というので約 50%持ってきます。それで、資産割を廃止したというのは、例えば都市的なところにつきましては、固定資産税を払っておられて、評価がものすごい高いところと低いところが存在するところなどが、不平等が発生するということから、資産割をなくして所得割のほうに全部いきます。ですから、本来、所得割・資産割で賄っていたお金を、所得割のみで賄うことになりますので、総額としては全く変わらないということでございます。

○委員（植山利博君）

一般財源から投入するのは法定内、法定外という議論もあるんですけども、法定内であれば、さらに一般財源から投入すると。安心安全、命を守るという観点から、さらに投入を多くしなさいというのがこの陳情の趣旨なんですけど、税率やら均等割・平等割を下げるためではなくて、健康増進とか病気にならないような運動を展開するとかですね、そういう事業費を使うために、さらに投入するというようなお考えがあるのかなのか。もしあるとすれば、どれぐらいまでの一般財源からの投入であれば、例えば国とかが認める範囲なのか。その辺があるんですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

どのような対策を講じて、金額的にはどうかということでございますが。現在、こういう特別措置を採った以降も、例えば人間ドックの助成でありますとか、あるいはPET 検診の助成でありますとかいったようなものを充実してきた経緯がございます。そのようなものが、今、委員が言われるその保険事業に一般財源を投入しているという理由のものでございます。それで、いわゆる保険給付費、医療費等につきましては、これはもう国・県等の残りの部分につきましては、すべて国税の部分が。それと一部は一般会計からのその繰り入れの分がありますけれども、そういうもの以外につきましては、すべて国税で賄っておりますので、その医療給付に対する一般会計からのこれ以上の繰り入れというのはいかなるものというふうに考えています、国保の制度上ですね。あと、どの程度までいくかといいますのは、まだ3年しか経過しておりませんので、市民の方々、被保険者の方々がどのような健康に対する取り組みで、成果があつてきたかというところの分析までは至っておりませんので、そういうところの部分は、まだ見極めができませんので、今からまださらにどれぐらいのもので、どの程度の規模の部分までというところにはまだ、現在のところでは申し上げる試算ができていないと。バックデータがないということでございます。

○委員（植山利博君）

資格証の発行によって、病院に行く機会を失うと。10 割負担をしなきゃならないので、とりあえず窓口で 10 割負担しないといけないので。病気が重篤になるまで医療機関に受診しないと、そのことが重篤な状況を引き起こして、逆に医療費を増進させるというような趣旨の発言が陳情者からあったわけですが、そういうような実態というか、そういうような状況を把握をされておりますか。

○保険年金課長（小野博生君）

実際、そのような資格者証の方が、通常の場合でございますと、まず病院側からこの方は保険証がないんですがというお尋ねがございます。その場合は、とりあえずは、まず病気を治してもらわないといけないので、簡単な一か月程度の短期の保険証をまずは出しているところです。それで、もし資格者証の方が来られた場合には、ぜひうちのほうにご相談くださいということでお話しますので、ほとんど資格者証を持っていらっしゃる方が病院に行きたい場合には、うちのほうに来られるというのがほとんどだというふうに思っているところでございます。ですので、そのようなのがまれにあるのかもしれないですが、いつもっていうのはどうかというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（仮屋国治君）

3年にこの引き下げが行われたときに、類似団体の資料を見ますと、とても霧島市は高いという印象があったわけですが、この 3・4 年の中で、県内の団体は上げてきているという理解をしてもいいんだと思うんですけども、その辺のところをどのように捉えていらっしゃるか、

考察をお伺いしたいと思います。

○保険年金課長（小野博生君）

3年前からいたしますと、鹿児島市、薩摩川内市、姶良市などが税率を、ここ3年の間で上げられているというふうに思います。この間も、いろいろ国保の担当の方ともお話を申し上げたところですが、非常にどこも厳しい状況なようで、今後そういうのも考えているような話もあったようでございます。

○委員（宮本明彦君）

先ほど、一般会計からの内・外の繰り入れということですね。他市の状況はどうかというのは分かりますでしょうか。

○保険年金課長（小野博生君）

一般会計からの繰り入れということで、先ほどうちの部長のほうから、法定内・法定外の話があったんですが、国の報告の中で、通常、国が定めている部分以外のところで、その他という分け方の部分がございます。その場合の国への報告のところで、その他で入れているところを23年度で申し上げますと奄美市、鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、以上の10市でございます。

○委員（宮本明彦君）

金額的なところはお分かりですか。

○保険年金課長（小野博生君）

奄美市から申し上げます。奄美市が5,000万ちょうどです。鹿児島市が21億9,492万1,000円。鹿屋市が4億円。阿久根市が1億8,077万6,000円。指宿市が1億263万8,000円。薩摩川内市が2億6,105万1,000円。日置市がちょうど1億円。曾於市が2億8,000万円です。霧島市は1億3,824万4,000円でございます。志布志市が5,000万円ちょうどでございます。

○委員（宮本明彦君）

これは、今、教えていただいたのは同じ基準、国のほうで、その他というところでしたけど、同じ基準で、今この金額ですという理解でよろしいですか。

○保険年金課長（小野博生君）

はい、そのとおりです。

○委員（宮本明彦君）

その他はないと。そのほかに、これ以外にというのは何かありますか。ほかのものですね。

○保険年金課長（小野博生君）

市の繰り入れに関しましては、これ以外にはなく、あと国が定めている分とその他ということだと思います。

○委員（植山利博君）

一般会計から繰り入れる場合に議論になったのが、他の医療保険制度の方々も、一般財源は税金として、様々な所得税であるとか固定資産税であるとかいう形で納税された分を、一部の国保税の方々だけに再度、それを繰り入れて使うというのは矛盾があるのではないかという議論があったわけですけども、このことについての見解としては、この額が大きくなればなるほどその矛盾が広がると。その論理というのは間違っていないというふうにお思いですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

この一般会計からの繰り入れの部分を、税収を補てんする場合、例えば、鹿児島市などでの、先ほど申し上げたその他の区分に入るものの一般会計からの繰り入れは、財政補てん等の部分のところをされているというふうに伺っておりますので、そういうものであるものと、本市が一般会計で繰り入れをしておりますその他に区分されるものにつきましては、全く性質の違うものであるというふうに考えております。それで、これは、今からも、もし新たな保健事業等を行うに当たって、一般会計から補てんするものといいたしましたものとしては、当然に出てくることでありましょうし、また先ほども申し上げましたが、この保険事業を霧島市の健康増進として取り組んでいくのか、保険者として取り組んでいくというところは議論の余地があるかと思っております。ただ、現在では、国保の保険者といたしましては、やはり国保事業の中で保健事業をやるべきであるという観点から、

一般会計から繰り入れをさせていただいているという見解を持っております。

○委員（植山利博君）

今日の陳情者の方々の御意見を聞いていると、国保というのは、例えばサラリーマンの方でも、いろんな経済的な事情で、健康の事情で職を辞さなければならない方は当然に入ってくる。そして、定年退職になった方々も当然国保に加入される。ある意味では、他の医療保険に加入されていても、必ずどこかで、すべての方が国保の、皆保険という制度の中でお世話になるんだと。もしくは1軒の家の中でも、サラリーマンもいるけれども、お父さんは国保の加入であるというようなことを考えれば、一般財源からまちづくりであるとか地域づくりというような観点から、健康づくりとかそういう観点で、一般財源を投入することは、何ら問題がないじゃないかという考え方をお持ちなんです。この見解については、どう思われますか。

○生活環境部長（平野貴志君）

広い観点からは、そのような議論もあろうかと思いますが、やはり、この国保制度自体が、他の医療保険に属さない方々にも等しく医療制度を持つということ、制度が始まっております。また、その制度自体では相互扶助という大きな目的と言いますか、方針があつての今の制度が成り立っているところでございますので、その観点からはやはり、被保険者の方々がそれぞれ支えられるべきものであろうと思います。先ほど広い観点からと申し上げましたのは、先ほど議論になりましたように後期高齢の分でありますとか、あるいは介護保険の分でありますとか、それぞれのそういう様々な医療保険に入っておられた方も、現制度では、一定の年齢に達せられれば、そういう医療制度のほうに移行されることとなりますので、そういうものは前もってどの保険に入っておられたというそういうものも含めて、そして、お互いにそれをまた支えていこうという仕組みでございますので、その点につきましては、もう既にそういうものは一定のところではありましたら、今申し上げた現役部分のところではその部分のところは、やはりちゃんとした保険制度の中でそれぞれが成り立っていく仕組みでございますので、そのところは御理解をいただくしかないのではないかというふうに考えております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○税務課長（満留 寛君）

先ほどの下深迫委員からご質問の市の職員で 800 万円の年収の場合、55 万円程度の共済費になるようでございます

○委員（下深迫孝二君）

たったそれだけの計算をするのに何人もかって、本当にそれで税金をかける側の人たちですか。給料明細というのは市役所は出ていないんですか。あの総務部長。来月から給料明細書をきちんと出してください。毎月書いてあるから、その掛けるなんぼとすればすぐそんなの出るんですよ。全く、そんな簡単なものを即答、私は正確な数字を言いなさいといっていないわけでしょう。大体でいいですよと言っているわけ。それも答えられないことなら、何が税金をかける側ですか。そうしたときに、50 万程度なんですよ、あなた方の払ってある健保組合というのは、それによって違いますから、仕方はないわけなんだけれども、800 万いただいている方が 50 万円そこそこしか払っていないわけですよ。だから、国保税の収入のない人たちから見れば、高いとおっしゃるのはやむを得ないわけですよ。そのような中で、皆さん方の親御さん方がもし健在であれば、そういう人たちが一番お金がかかるところなんですよ。健康保険は健康保険だけで運営をなさいと言われても、例えばアルバイトの人たち、あるいは定年された収入の年金しかない人たち、あるいは無職の人とか、いろんなそういう人たちが国民健康保険というのは集まっているわけです。それで運営をしていかなきゃいけない。ですから、国保の保険料は高いわけですよ。我々は、あなた方の 800 万よりも払っているのかもしれないよ。悪いけれども。収入がそれよりもうんと低いわけだけれども。だから、やはり一般財源から投入をして、安くするところはすればいいのですよ。何でもかといえ、今まで一生懸命税金を払ってこられた方たちですよ、定年をされた人は。そして、定年と同時に国保に入りなさいと。入ったら今度は運営ができないから、国保税を引き上げるといふようなやり方は、余りにも無情なんです。どうですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

先ほど申しましたように、それぞれ現役世代は、それぞれの医療保険制度の中に属して、それぞれの負担をしているわけでございますけれども、それに属されない方々は、国が主導して、国民健康保険制度を相互扶助という、そういう中で行ってきているわけです。ただ、今おっしゃいますように、この国保制度も国の補助金・負担金等もありますけれども、ほかに社会保険診療報酬支払基金、そういったところのいろいろな保健者からの支援の部分もあります。その残りの部分が保険税として、被保険者の方々に負担をしていただいていることになっておりますので、当然に、私どもが属している医療保険のほうからも支えをさせていただいております。そういうお互いの秩序もまたあるということは、ご理解いただきたいと思っております。それから霧島市の、先ほど22年度、23年度の一人当たりの医療費で、医療費の一般の方々、退職じゃなくて一般の方々の医療費の推移を申し上げますと、22年度で一般の方々の医療費の総額でございますが、103億円でございます。それが、23年度になりますと107億円ということで、鹿児島市を除きますと、鹿児島市は500億ですので、除きますと100億円を突破しているのは霧島市だけで、非常に突出しているという状況の医療費でございます。ですから、先ほどから保険税の議論をしていただきましたけれども、私どもといたしましては、こういう制度の中ではやはり、国とかあるいはその他の保険の方々からの支援というのは一定の率で決まっておりますので、どうしてもここで国保税に頼らざるを得ないということになりますので、いろいろと議論をいただく中で、一定の方向性をお示しして、ご理解を賜るような努力をしなければならぬと、そういうことでございますので、現在の制度では、もうどうしようもないということをまず御理解いただきたいと思っております。それと、やはり一方で医療費は上がっていきますので、私どもといたしましては、やはり市民の方々がお元気で長生きをしていただくということが基本でございますので、そういう面からは、やはり健康事業、保健事業に積極的に取り組んでいかせていただきたいという、両方でいっているということでまた御理解いただきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

今、これだけ高齢者が長生きをする時代になりますと、元気で長生きができる人はいいんです。本当に寝たきりで、長生きをしておられる方もいるわけですよ。私の娘が、看護師をしておりますと、病院にも年々も臥せておられる方もいるよという話も聞きますけど、それもみんなが負担している医療費なんですよ、これは。本当に負担だけ大きくなってきて、いつになったら生活が楽になるのかなど。私などは毎日手を見ながら、いつになったら生活が楽になるのかと、本当に思うんです。ですから、職員の皆さん方も、きちっとこういうのは即、市民から聞かれたときにぱっと答えられるようでないと、専門職に就いておられる方たちが、もたもたして。我々だからいいですよ。議会だから、まだいいですよ。市民の人たちだったら、こいつらは日頃何の仕事をしているんだろうかと言われなくちゃならないわけですから、何も正確な数字を出しなさいということをお願いするんじゃないわけですからね。そこらは大体これぐらいなと思っておりますよと言うぐらいのことは、即答で答えられるようになっていただきたいということもですね、要望しておきます。そしてまた、向こう1年間とおっしゃいましたけれども、やはりですね、この景気は、今度は自民党が勝って、公共事業をばらまけば、少しは幾らか、どうなるか分かりませんが、まだまだ不景気は続くと思っております。ですから、せめて3年ぐらいは、1年ずつ延長していかれてもいいでしょうけど、一般財源からの多少の投入はしていただきたいなど。普通であれば、むだ遣いだったらやめなさいと言いますが、これは切実な、やっぱり低所得者の方々の願いだと思っておりますので、ぜひそこは要望いたしておきます。

○委員（久保史郎君）

ちょっと確認させていただきますが、先ほどの答弁で、減免世帯のこの3年間の、収納状態は上がってきたということだったんですけれども、その資格証明と短期保険証発行は、この3年間ほどのような推移になってのかお示してください。

○保険年金課長（小野博生君）

今持っている資料で、平成22年と23年、24年までの資料で申し上げますと、交付時点では、まず資格証明書の平成22年度では交付が574。これは世帯数といたしましては488世帯でございます。

ます。平成 23 年度でございますが、交付時で 565。世帯といたしましては 482 でございます。平成 24 年度でございます。交付が 423。世帯としましては 365 世帯でございます。あと、短期保険証でございますが、ちょっと先ほどの交付状況とは違うんですが、平成 22 年の時点がばらばらでございますが、5 月時点での短期保険証の発行世帯 1,809 世帯でございます。発行者数は 3,551 人でございます。そして 23 年の 8 月時点でございます。発行世帯が 2,493 世帯で、発行者数が 4,831 人でございます。24 年の 3 月でございますが、発行世帯が 1,846 で、発行者数が 3,552 人でございます。以上でございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、実質的には資格証明のほうは、先ほどの減免世帯のこの収納率の上がり、それから資格証明のほうは、それに沿って減ってきてるのかなということは見れますけど、短期保険証はもうばらばらで、特別そういう推移は見られないという判断でよろしいですかね。

○保険年金課長（小野博生君）

そのような状況だというふうに思っているところでございます。

○委員（久保史郎君）

例えば、今回のこの陳情の中では、現行の引き上げ措置の継続は 1 年間ということでもいいのですが、更にその引き下げ幅を広げて、ということなんですけれども、先ほどから説明を聞いておきますと、これ以上の措置が可能なのかどうかというのは非常に不安を感じるのですが、当局としてはどのような捉え方をしているのでしょうか。

○保険年金課長（小野博生君）

この陳情の中で、更なる引き下げというふうな話もあるようでございますが、先ほどから部長のほうからもあったように。現在の霧島市の考え方といたしましては、一般会計の繰り入れからは、その他という形で保険事業の部分だけを行っているという形でございます。経営自体といたしましては、それで何とか状況が、赤字にはならず何とかもっている、今のところですね。平成 23 年度まではもっている状況です。もし、これ以上の引き下げをすると、今度は赤字を出さないといけない状況になるかと思えます。あるいは、当市からの繰り入れを入れないと、今度はできない状況になるかと思えます。となると、今の中でもし、一般会計から繰り入れとなった場合につきましては、これは、保健事業以外の部分に、例えば医療費にも入れないといけなくなってしまうと。つまり、今までは議論といたしましては、法定内ということで、保険事業だけは入れていたけれども、鹿児島市みたいな形で、赤字の部分まで入れないといけない形になってくるのかなと。もし、これ以上引き下げればですね、バランスがとれなくなりますので。だから、これ以上の引き下げとなれば、今の考え方の中ではちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○委員（久保史郎君）

現在の基金に当たる部分は、いくらだったでしょうか。

○保険年金課長（小野博生君）

基金の保有高で、96 万 1,000 円でございます。

○委員（久保史郎君）

96 万 1,000 円ということは、例えば、特定のインフルエンザ等が流行しますと、当然足りなくなりますよね。そうしますと、そのときに足りなくなった部分は、保健事業外でなくて、保険そのものにも繰り入れできることはできるんですよね。結局、医療費が不足した分に対しては、その点をお伺いしておきます。

○生活環境部長（平野貴志君）

保険給付費、いわゆる医療費の部分には、一般財源から繰り入れるのは考えていないところです。ですから、特定の流行のときについても考えていないところです。あくまでもその、国保税で賄うべきところは国保税で賄うという、基本原則のところは維持をしていかなければ、この制度自体が成り立っていかないのではないかと。先ほどありましたように、様々な医療保険者の方からも、国保自体も支援をいただいているわけですので。そのときにまた一般の税の部分と国保税の部分との住み分けがなかなか難しくなってしまうので。そのところは、慎重な対応をしなければいけないというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

今の議論なんですけど、これまで予算を組む段階で、医療給付費に相当する部分、いわゆる所得割であるとか均等割のところを引き下げのために、一般財源からの繰り入れは法定外だから入れないと。しかし、予算を組んで結果として、インフルエンザがはやったりとかですね、特定の法定伝染病などで、医療費が予想をはるかに超えた場合には、その不足の分を一般財源から繰り入れることは可能だという議論をしてきたと思うんですけど、そこを確認させてください。

○生活環境部長（平野貴志君）

本来なら、そういう場合においても、例えば基金でありますとか、あるいは繰越金等そういうものの財源を充てるべきだというふうに考えておりますが、本市におきましては先ほど申しましたように基金も、もうほとんどないのと同じような状況ですので、そういうパンデミックの状態が起こったときの対応というのは、やはり国保でやっていって、後の対応としては繰上充用という形に、翌年度の歳入を充てるという、そういう方法でしかないのではないかというふうな考え方を持っております。また、そういうものについては、今度は逆に、前年度の実績が大きく上回ってくるわけでございますので、そういう実績割等の部分のところで、特定財源等のまたそういうものを充てるということも考えていかなければなりませんので、一般財源からそこで投入して行った場合にはそういうものがもう受けられませんので、全くの一般財源から保険給付費を補てんするということとなりますので、ずっと申し上げておりますように、結局、税率を据え置くあるいは引き下げるところの部分に一般財源を充てることとなりますので、そのところは、なかなか慎重な対応をしていかなければならないというふうに考えております。

○委員（植山利博君） 1：16：16

結局、今、鹿児島市辺りがやっている、今おっしゃった次年度の予算を先食いするような形で措置をして運営をするという形をおっしゃってるわけですが、それは、それを繰り返すことによって、その結果としては一般財源からその部分に入れないのであれば、税率を上げるとか、均等割・平等割のところを上げるとかせざるを得なくなるということで理解はいいわけですね。

○生活環境部長（平野貴志君）

そのとおりになります。ですから、国保制度を運営していくにはやはり、単年度でなくて複数年度の事業展開を考えるような税のそういう、保険税の制度等についても検討していかなければ、なかなか難しいのではないかと。ただ、今回に限りましては、先ほど申し上げましたように、国の動向が絡んでまいりますので、こういう暫定的にといたしますか、特例、次元付きの取り扱いをしているということでございます。

○委員（植山利博君）

よく、今日の陳情書も言われるんですけども、高齢者で年金で所得がない方が、大きな負担をされているということをしょっちゅう言われるわけですが、法定減免の7割・5割・2割があるわけですから、所得のない方に法外な、例えば年間に20万も30万もと、例ではよく255万の所得の方が幾らだと言われますけれども、結果としては、所得の低い人が、年金暮らしの人がいかにも20万も30万も保険税を払っていらっしゃるような言い回しをされますので、ぜひ、先ほど広報のことも言いましたけど、資産割がないということも含めてその辺の、例えば年金暮らしの人だったら現実には2万円を切るような年間の保険料しか払ってないわけですから。その辺のところも十分広報に努めて、この制度の根本的な理解を市民にさせていただくような手立てをしていただくことが一つと、もう一つは、高齢者の方の徴収率は非常に高いわけですよ。というのは、国保税の国保の制度の恩恵を一番受けている方が高齢者だから、きちっと支払いはされているわけです。問題は、若年層の方の子育て世帯が、非常に負担感があるわけですから、その現役の若年の子育て世代の方々に対する対策をどうとるかということ、今後は少し検討していただきたいということを、要請をしておきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第85号及び議案第86号についての質疑、また陳情第16号につ

いての意見聴取を終わります。これでしばらく休憩します。委員の皆様方にお諮りしますが、5時が10分前ですけども、このままいきますと5時を過ぎますので、その点は御理解ください。

[休憩 16:50]

[再開 16:51]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第85号及び議案第86号についての自由討議に入ります。並びに、陳情第16号についても何かございましたらお願いをしたいと思います。委員の皆様方で御意見のある方はここで発言をお願いします。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第85号及び議案第86号並びに陳情第16号についての自由討議を終わります。

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

それでは、次に、陳情第17号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択についてを審査します。この陳情につきましては、平成23年9月定例会から継続審査となっております。先般、執行部に対し霧島市のエネルギー政策についての調査や、行政視察における国のエネルギー政策、原子力対策についての調査も実施したところです。ただいまから自由討議といたしますが、これらの結果を踏まえて、委員の皆様方から御意見がありましたら、お願いをします。ございませんか

○委員（下深迫孝二君）

今、国政においても、ちょうど衆議院の選挙ということで原発も、いろいろ争点になっているようですので、その状況を見てから結論を出すということではどうでしょうか。もうあとわずか何日で、大方の結論も出るわけですけども、私はそのように考えますが。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「同感です」という声あり〕

ないようですので、これで陳情第17号についての自由討議を終わります。

△ 議案第52号 霧島市都市計画条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

これより、議案処理に入ります。議案第52号、霧島市都市計画税条例の一部改正について討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（植山利博君）

議案第52号について、反対の立場で討論をいたします。この議案第52号は、都市計画税をどうかけていくかということを決める条例であります。これまで、都市計画税は隼人、国分、合併前からこの二つの自治体だけが課税をいたしてきておりました。課税方法は国分と隼人で異なるわけですけども、都市計画区域を設定した中で、これまでずっと長い間課税をされてきております。合併当時から、私は、この都市計画税の在り方については、1日も早く不均一課税の状況を打開して、霧島市全体として、都市計画税の課税区域がどうあるべきかということで、早期の見直しを繰り返して、一般質問等でもやってきた経緯があります。それで、市長の答弁では、25年度をもって都市計画税の見直しをしますというようなこと。それから、都市計画区域の見直しをするという方針で、

これまで準備をされてきていたようでありますけれども、今回、提案をされている用途地域に都市計画税を課税するという基本方針を、執行部としては出されたということのようであります。私が、これに反対する第1点の理由としては、用途地域にかけるのであれば、霧島市全体の用途地域がどうあるべきかということ、きちっと議論をし、霧島市全体の用途地域の在り方を方向づけをして、用途地域を今後も、建設部の考え方によれば、霧島市の中に、用途地域を設定していくということですので、であれば、今、用途地域のみにかけて、外れた国分・隼人の課税、これまで課税していたところが、用途地域でないという理由で課税対象外になるわけです。隼人においては約半分近い面積、地域の方々が除外をされます。納税者にとって、今まで課税していたものを課税しないということは、これはもう喜ばしいことであって、負担はこういう経済状況の中で、少なれば少ないほうがいいのは当然のことでありますけれども、将来的にまた新たに今度、除外をされたところが用途地域になり、新たにまた課税をしなければならぬというようなところも想定をされますので、そういう混乱を防ぐためにも、霧島市全体の用途地域がどうあるべきか、霧島市全体の用途を張った上で課税をすべきだというふうに私は思います。ですから、今回のこの議案第52号、霧島市都市計画税条例の一部改正については反対をしたいと。その根拠であります。ですから、以上、述べましたことを理由として、反対討論といたします。委員諸兄のご協賛をお願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。今、反対討論がございましたけど、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので討論を終わります。採決いたします。議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名。起立多数と認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第77号 霧島市防災会議条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第77号、霧島市防災会議条例の一部改正について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決いたします。議案77号については原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第78号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第78号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第78号については原案とおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 79 号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 79 号、霧島市税条例の一部改正について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 79 号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 82 号 霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 82 号、霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 82 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 85 号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 85 号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 85 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 86 号 霧島市国民健康保険税の特別措置に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 86 号、霧島市国民健康保険税の特別措置に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 86 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 87 号 霧島市都市計画税の特例措置に関する条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 87 号、霧島市都市計画税の特例措置に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（植山利博君）

私は、議案第 87 号、霧島市都市計画税の特例措置に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。先ほど、議案第 52 号は、委員会として決定したわけですが、これは百歩譲って、用途地域に今後、霧島市としては課税をするんだと。これは、都市計画税の大前提である市街化区域に課税をするんだということを受けて、市街化区域の設定を持たない霧島市にとっては、市街化区域と同様の網かけである用途地域にかけるとということについては、今後そのような方針でなされるんだらうというふうに思います。しかしながら現在、溝辺の用途地域は、区画整理を現実に施行している地域、その周辺、そしてもう 1 か所離れておりますけれども、区画整理を始めるときに用途を指定した地域である、石峯地区があるわけです。先ほどの質疑の、これまでの議論の中においても、将来的に区画整理事業の整備を目指すのだということについては、霧島市も引き継いでいるということですので、用途地域に張るということであれば、ここだけを特例で除外するということは、合理性にないというふうに思いますので、この議案第 87 号については反対をしたいというふうに思います。委員諸兄のご協賛をお願いして、私の反対討論といたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。今、反対の発言がありました。原案に対して賛成の発言はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということですので、討論を終わります。採決します。議案第 87 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 6 名。起立多数と認めます。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第 17 号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第 17 号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、討論に入る前に、先ほどの自由討議の中で、継続にという御意見がございましたが、その方向で進めたいと思っておりますけどよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、継続ということで確認をさせていただきます。したがって、陳情第 17 号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択については、継続審査とすることに決定をいたしました。

△ 陳情第 16 号 「霧島市の国保税引下げの継続・充実を求める」陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第 16 号、「霧島市の国保税引下げの継続・充実を求める」陳情書について、討論に入ります。

○委員（植山利博君）

討論に入る前にですね、この陳情の取り扱いについて、先ほどは自由討議がなされましたけど、処理についての自由討議の場を設けていただきたいというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

そのようにさせていただきます。それでは、採決あるいは継続にするか等を含めてお諮りをします。ご意見ございましたらどうぞ。

○委員（植山利博君）

今回の陳情見ますと、その陳情の趣旨が 2 点あります。それで、霧島市の国民健康保険税引き下げ継続すること。これは、もう執行部からも提案がなされておりますので、私個人といたしましても、この陳情のこの部分については採択すればいいだろうと。執行部も同様の考え方であります。それと、2 点目は引き下げの幅を更に拡充することという、この 2 点がセットになっておりますので、今、執行部に対する質疑の中でも、これ以上の一般財源の投入は今の段階では考えていないということであります。私自身といたしましても、一般財源からの投入というのは、やはり慎重であるべきだというふうに考えております。そして、執行部からもらったこの資料を見ましても、現在のところ、確かに所得割は 8.90 で、県内では一番高いわけですがけれども、これは応能割の資産割をゼロにしておりますから、その結果として、応能割が全部所得割にかぶっているわけですので、そこを配慮すれば、決して税率として、ほかの自治体に比べて高いものではないというふうに理解をします。また、この資産割をなぜ廃止をしたかということ、所得の低い人たちは、所得はないけれども資産を、高齢者の方は資産を持っています。その下資産に対して税金をかければですね、やはり、所得の低い方々に対しての負担感が非常に大きいと。だから、所得割に限って、課税をしようという考え方で、都市型の自治体では資産割を排除しているところが多いわけです。県内では鹿児島市が先駆者的存在であって、ほかには霧島市と奄美市だけですがけれども、これは、この霧島市にとって合理的な施策であると、私も評価しておりますので。そしてまた、19 市の中で、負担額としては 6 位に位置しております。このことは、3 分の 1 の上のほうにあるわけですから、安い方ですね。だから、現在では、この国保税の運用の在り方、基金も 90 数万しかないという状況を考えれば、やはり、今のレベルで継続ということが妥当だと思いますので、この 2 番目のところについては、陳情をそのまま採択するわけには、私は個人的にはまいらないというふうに思っております。であれば、この陳情を不採択にするか、もしくは一部採択という条件をつけて趣旨採択と。その根拠は、こういうことだと明確に内容が示せますので。陳情の一部採択というのは、本当は適切でない。それから趣旨採択というのも、できれば適切でないということ言われますけれども、2 項目にわたるものをすべて採択というわけにもまいらないので、そういう、やむを得ない処理の仕方、趣旨採択で、理由はこういうことだと。この 2 点目については、同意はできないと。もしくは、不採択というような形で、せざるを得ないと。全部を採択しようとするのであれば不採択というしかないというふうに思いますので、委員の方々のご意見をお聞きしたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

一部修正をして、採択ということでもいいんじゃないかと思います。ここの部分については、まだこれ以上ということはやはり、無理があるなど。ですから、今その下げるということは行政も言っているわけですので、今おっしゃったような形でいいのではないかというふうに理解します。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。しばらく休憩します。

[休憩 17:12]

[再開 17:14]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、一部採択ということで御意見が出ましたが、ほかにござ
いませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないということですので、ほかにご意見がなければ、ここで採決方法に係る採決を行います。陳
情第16号については、一部採択の採決をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがってただいまから一部採択の採決を行います。陳情第16号の一
部採択の採決にあたり、討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。先ほどの自由討議の中で、二つある1項目については採択をしようと。二つ
目の「更に充実させる」という点では不採択にしようという御意見だったと思いますが、そういう意
味での一部採択ということについて御異議はございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、陳情第16号については全会一致で一部採択すべきもの
と決定しました。

△ 陳情第17号 「仮称、ミニポートピア国分」の設置を求める陳情書

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第17号、「仮称、ミニポートピア国分」の設置を求める陳情書について、討論に入
ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りをいたします。ご意見はございませ
んか。

○委員（植山利博君）

議案処理をする前に、さっきと一緒に自由討議はしましたけれども、今この議案の取り扱いにつ
いて、どうするかという自由討議をさせていただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（常盤信一君）

はい。許可します、どうぞ。

○委員長（常盤信一君）

この陳情は、地域の方々の総意と言いますか、非常に自治会を含めて地域の皆さんが切望されて
いる陳情だと。過去にもこういう形で、いろんな動きをされておりますので、地域の皆様の熱い思
いというのは十二分に分かって、できるものならですね、そうして実現すればいいのでしょ
うけれども、その一番肝心のポートレース振興会ですか、そこが民間の事業者に対して、この事業を興
すような活動はやめてくれというような指摘をされている。この事実を考えるとですね、この陳情の
実現というのは程遠いのかなという気がいたします。ですから、この陳情を今の時点で採択する
というわけには私はまいらないと思っております。ですから、他の事業者等との関係とか、いろいろ
あるようですので、しばらくの間様子を見るのか、もしくは可能性の薄いものに対して、いつま
でも引っ張るのではなくて、議会としては、そのような状況を勘案して不採択にするのか、二つに
一つなのかなという気がしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにはございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

役所に来ていた書類とか、いろんなものを見ますと、なかなか難しいのかなという気がしま
すけれども、やはり事業所のほうから地域の皆さん方には、きちっと説明していただくのが一番
いいのかなと。そうした中で、納得をしていただけるような形をとるためには、我々としてみれば
今しば

らく継続という形で、見守ることがいいのかなというふうに思います。

○委員（脇元 敬君）

私もこの敷根地区には、この書類を見る限り難しいんだろうなと思うんですが、もう一つ計画があるものも含めて、まず地元の皆さんのこの切望をする気持ちを何か形にしてあげたいなという気持ちもあるんですけれども、それも含めて、もうちょっと様子を見たほうがいいんじゃないかと思います。さらには、12月、今月の末あたりには説明会も開催できるような旨も書類にはありましたので、本日のこの書類を住民の方々も初めて見られたということでしたから、その説明会等で事実関係を確認された上で、また、今後の動きが出てくるかと思いますので、継続審査というふうにしていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにはございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御三方の意見を拝聴しますと、継続ということによろしいかというふうに認識をしますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、皆様にお諮りします。継続審査ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第17号は継続審査とすることに決定をいたしました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

以上で本日の審査すべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点がございましたら、発言を求めます。

○委員（植山利博君）

国保税の在り方について、2点ぐらい。質疑の中でも執行部にも要請をいたしましたけれども、やはり国保税の制度そのものの在り方について、しっかりと執行部が、納税者の皆さん、市民の皆様にとしっかりと伝えきると。いかにも低所得者から高額の国保税を徴収しているかのような風評があります。確かに、我々も医療機関を利用しない方が、年間70万ぐらいの、これは介護も後期高齢も含めてですけれども、非常に負担感があるのは事実ですけれども、それが相互扶助の制度に成り立っているんだということを理解をしていただいて、国民皆保険制度を堅持する中で、やはりお互いが支え合っているんだということを啓発する努力をしきってくださいということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

はい、ほかにはございませんか。

○委員（脇元 敬君）

自由討議の中でも申し上げましたけれども、ケーブルテレビ施設の設置について、今回の議案も、民間企業の料金改定ということを受けての行政側の改正ということですから、今までもこういうことが何回もありました。なるべく早い時期に、民間にお願いするような形に持って行ってほしいという旨をつけ加えていただきたいと思います。

○委員（久保史郎君）

私は、都市計画税の特例措置の関係で、今回、溝辺の麓地区の計画区域の課税と、それから石峯地区のそういう特例を設けるということに関して、もうちょっと執行当局は、税という市の運営基盤に関わるようなことを執行するときには、しっかりと、住民に納得していただけるというものを作りあげた上で、若干の年数等がかかったにしても、取り組むべきであるということ、今後、十分に肝に銘じていただきたい。今回のようなことが起きないように、今回は麓地区のことを考えると、やむを得ないということで私ども賛成はいたしましたけれども、石峯地区の関係であれば、やはり反対という思いもあるわけですので、税の平等性・公平性という観点からも、特にこの

ようなことは慎重な、そういう市民に対する取り扱いをするように求めておきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、今3点、出された点については、委員長の責任において付け足させていただきますのでご理解をください。

△ 所管事務調査

○委員長（常盤信一君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、これまでどおり総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について、及び選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務についてということで提出をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように着手できます。今後の所管事務調査について具体的な調査項目があればご発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

おじゃんせ霧島の施策ですね。これは、市外からの移住者に対して補助金を出すということになっているわけですが、市内間の移住、中心部から周辺部への、市内から市内の移住についてもという、補助金の交付ができないか、そういう補助事業はできないかということ。それから、例の養豚場は中止になったわけですが、調整池の問題は、依然として残っているわけで、林地開発の協定書について、市は県に、県は市にというような、その責任転嫁があるのではないかとというようなことですので、協定書が、市がどれほどの権限があつて、どれほどの責務があるのかというようなことについても、閉会中に執行部を呼んで調査をする必要があるのではないかと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは今、2点出された件については、日程等も含めて、正副委員長、事務局を含めて、調整をさせていただきますので、よろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

そのように調整いたします。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

次に、委員会全般に関わるその他として、何かございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務常任委員会を閉会いたします。

〔閉会 17:28〕

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常 盤 信 一